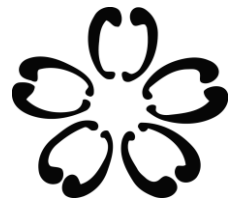


令和2年度版

# 市税概要



千葉県佐倉市



# 目 次

## 1. 市の概要と行政機構

1-1. 佐倉市の概要	2
1-2. 人口・世帯・面積・人口密度	3
人口及び世帯数の推移（グラフ）	
1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移	4
一般会計歳入歳出決算の推移（グラフ）	
1-4. 一般会計当初予算	5
一般会計当初予算の市税の構成（グラフ）	7
1-5. 一般会計決算	8
一般会計歳入・歳出決算の構成（グラフ）	10
1-6. 税目別決算額の推移	11
市税決算額の推移（グラフ）	13
1-7. 佐倉市行政組織図	14
1-8. 税務機構等	16

## 2. 市 民 税

2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移	19
2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移	20
2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移	20
2-4. 市民税（個人・法人市民税）決算額の推移（グラフ）	21
個人市民税決算額の推移（グラフ）	22
法人市民税決算額の推移（グラフ）	22
2-5. 令和2年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ	23
2-6. 令和2年度個人市民税課税標準額段階別課税状況	24
2-7. 個人市民税年度別負担額の推移	25
2-8. 法人市民税年度別調定額の推移	25
2-9. 法人市民税決算期別法人数	25
2-10. 法人の設立状況	26

## 3. 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

3-1. 納税義務者数の推移	28
3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移	28
3-3. 調定額の推移	29
3-4. 固定資産税決算額の推移（グラフ）	30
3-5. 令和2年度土地に関する概要	31
3-6. 宅地に関する調べ	32
3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ	33
3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ	33

3 - 9 . 令和 2 年度家屋に関する概要	3 4
3 - 10 . 家屋の増減状況の推移	3 5
3 - 11 . 国有資産等所在市町村交付金に関する調べ	3 6
3 - 12 . 償却資産の価格等に関する調べ	3 7
3 - 13 . 償却資産納税義務者数の推移	3 8
3 - 14 . 都市計画税に関する調べ	3 8
3 - 15 . 都市計画税決算額の推移 (グラフ)	3 9
3 - 16 . 特別土地保有税	4 0

#### 4. 諸 税

4 - 1 . 軽自動車税に関する調べ	4 2
4 - 2 . 軽自動車税決算額の推移 (グラフ)	4 3
4 - 3 . 市たばこ税の推移	4 4
4 - 4 . 市たばこ税決算額の推移 (グラフ)	4 4

#### 5. 徴 収

5 - 1 . 還付金調べ	4 6
5 - 2 . 督促状発付状況の推移	4 7
5 - 3 . 不納欠損額の推移	4 8
5 - 4 . 口座振替の状況	4 9
5 - 5 . 差押状況	5 0
5 - 6 . 収入率の推移 (グラフ)	5 1

#### 6. そ の 他

6 - 1 . 税務証明書等の発行件数	5 3
証明書発行件数の推移 (グラフ)	5 4
6 - 2 . 令和元年度税務相談	5 5
6 - 3 . 市税徴収経費の推移	5 6
6 - 4 . 市税税率の経緯	5 8
6 - 5 . 租税体系	6 7

# 1. 市の概要と行政機構

## 1-1. 佐倉市の概要

### (1) 位置

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から東に40キロメートルの距離にあります。成田国際空港へは東へ15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ20キロメートル、さらに北には印旛沼がひかえています。

東は酒々井町、東南は八街市、南西は千葉市、四街道市、西は八千代市に接し、北は印旛沼を隔てて印西市に相對し、肥沃な農地や豊かな水と緑に恵まれたまちです。

### (2) 地形

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが県民の水がめとなっている印旛沼に注いでいます。

台地は南が高く北が低く、標高は30メートル前後です。佐倉城址や印旛沼周辺、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

### (3) 沿革

本市は、自然、環境に恵まれ古代から人が生活を営み、中世は千葉氏が本佐倉城を築き天正18年（1590年）まで北総地方の政治の中心地でした。徳川時代に入り、慶長15年（1610年）土井利勝が鹿島山に近世佐倉城を築き、以来この地を佐倉と呼び、江戸を守る要衝の地として徳川譜代大名の城下町として栄えました。

明治以後、佐倉城址には連隊が置かれ軍の町となり、戦後の復興期の昭和29年3月に佐倉町など近隣6か町村が合併し、市制が施行されました。その後、現在の千代田地区などを編入して、今日に至っています。

佐倉市は、豊かな自然や歴史・文化を活かしながら、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる「歴史 自然 文化のまち」をめざします。



令和2年3月31日現在

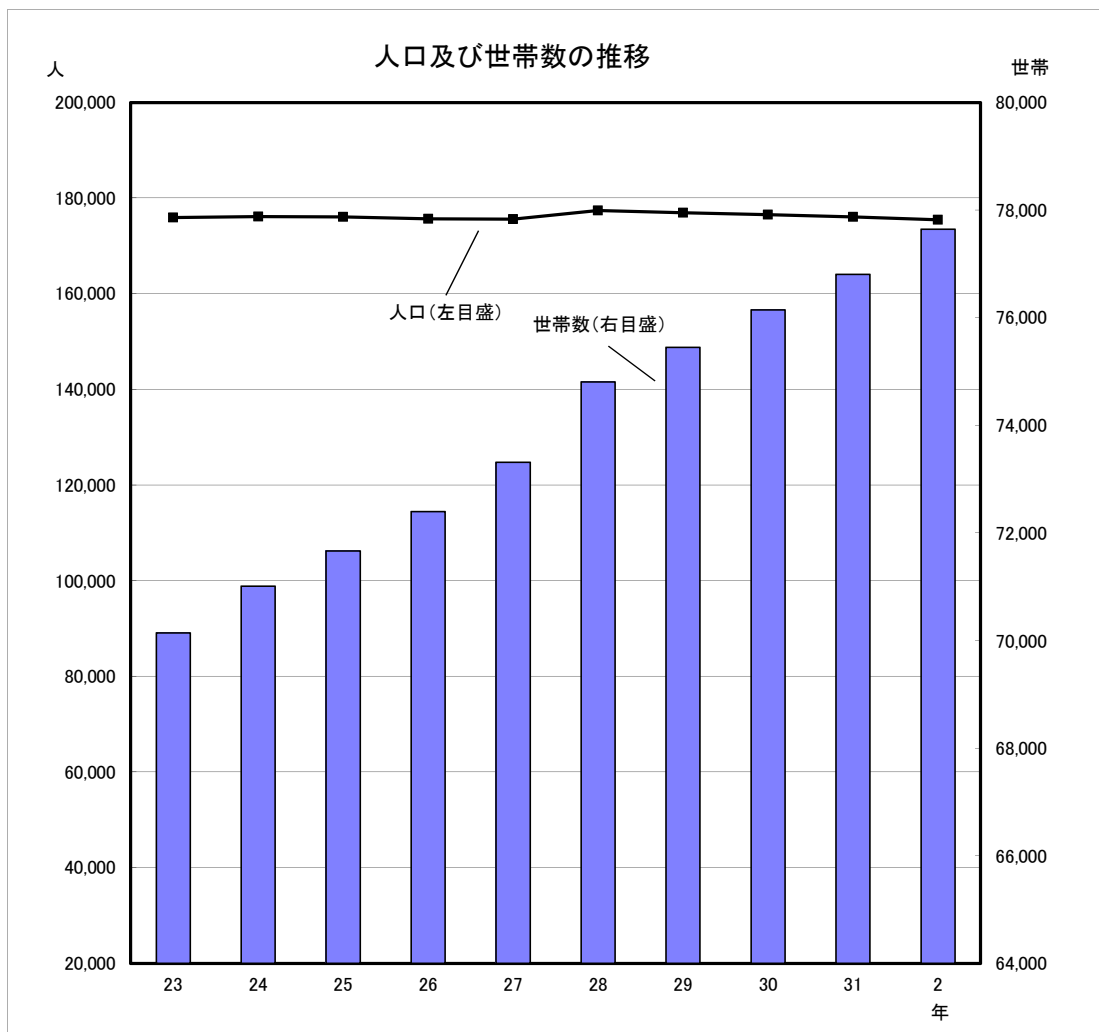
人 口	174,695 人	男	86,145 人
		女	88,550 人
世 帯 数	78,329 世帯		
面 積	103.69 km <sup>2</sup>		
人 口 密 度	1,684.8 人 (1km <sup>2</sup> 当たり)		
都 市 形 態	住宅都市		
職 員 数 (2年4月1日現在)	総 数	1,030 人	
	市長事務部局	805 人	
	税 務 担 当	62 人	
位 置	方 位	東 経	北 緯
	極 東	140° 18'	35° 42'
	極 西	140° 07'	35° 44'
	極 南	140° 15'	35° 38'
	極 北	140° 13'	35° 46'

1-2. 人口・世帯・面積・人口密度

(基準日：各年3月31日現在)

年	区分	人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)	面 積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		男	女	計			
23	数	87,020	89,149	176,169	71,010	103.59	1,700.6
	増減率 (%)	0.2	0.1	0.1	1.2	0.0	0.1
24	数	87,064	89,008	176,072	71,665	103.59	1,699.7
	増減率 (%)	0.1	△ 0.2	△ 0.1	0.9	0.0	△ 0.1
25	数	86,883	88,807	175,690	72,398	103.59	1,696.0
	増減率 (%)	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	1.0	0.0	△ 0.2
26	数	86,708	88,867	175,575	73,314	103.59	1,694.9
	増減率 (%)	△ 0.2	0.1	△ 0.1	1.3	0.0	△ 0.1
27	数	87,491	89,920	177,411	74,809	103.69	1,711.0
	増減率 (%)	0.9	1.2	1.0	2.0	0.1	0.9
28	数	87,267	89,709	176,976	75,451	103.69	1,706.8
	増減率 (%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.9	0.0	△ 0.2
29	数	86,972	89,546	176,518	76,146	103.69	1,702.4
	増減率 (%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.9	0.0	△ 0.3
30	数	86,779	89,280	176,059	76,805	103.69	1,697.9
	増減率 (%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	0.9	0.0	△ 0.3
31	数	86,524	88,952	175,476	77,645	103.69	1,692.3
	増減率 (%)	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.3
2	数	86,145	88,550	174,695	78,329	103.69	1,684.8
	増減率 (%)	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.9	0.0	△ 0.4

備考 人口・世帯数は住民基本台帳人口(平成27年分から外国人登録を加算)によります。

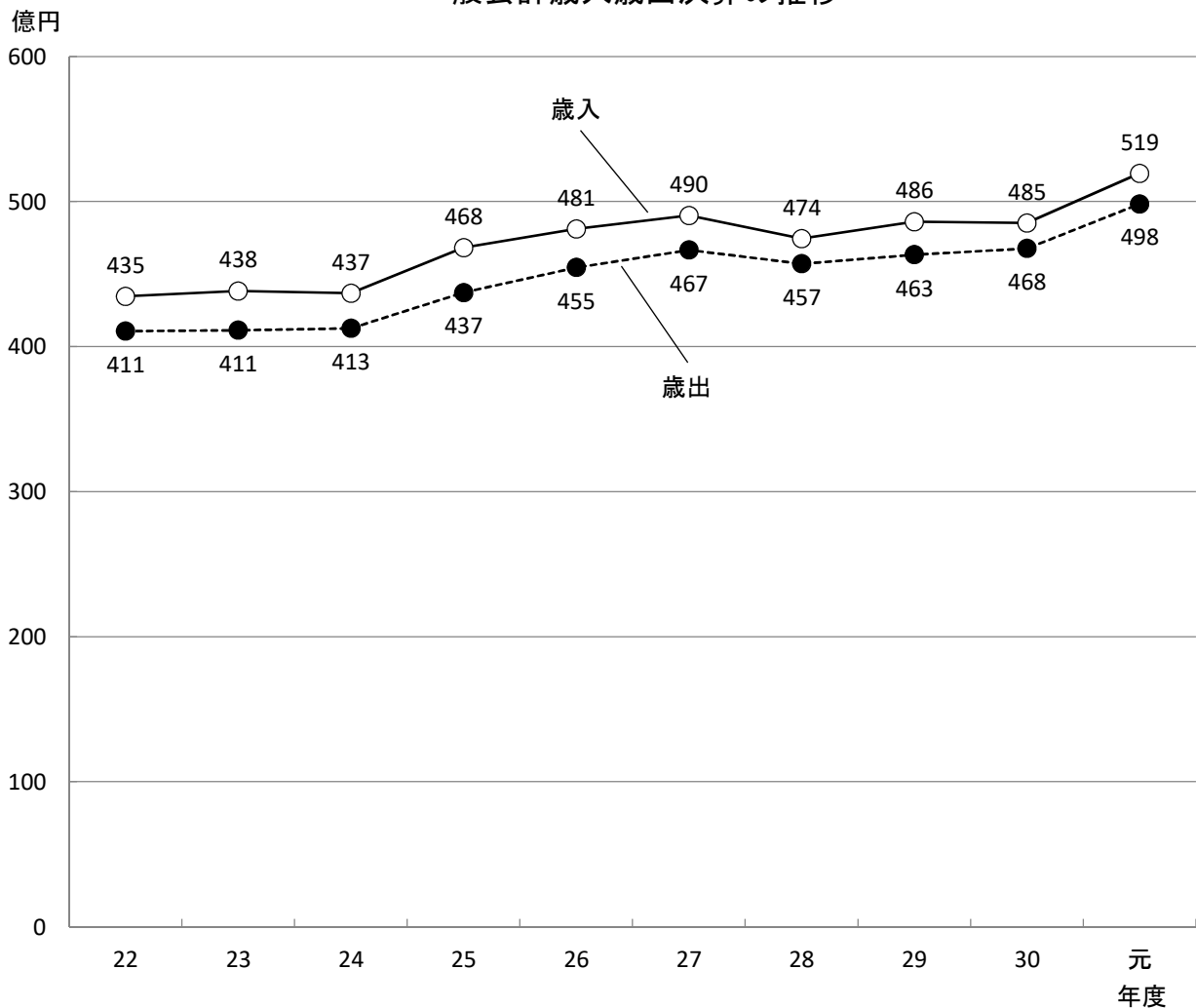


1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移

区分 年度	一般会計		市税総額 C(千円)	対前年度 増減率(%)	市税割合 C/A(%)	市税負担額		歳出額		人口 D(人)	世帯数 E(世帯)
	歳入 A(千円)	歳出 B(千円)				一人当たり C/D(円)	一世帯当たり C/E(円)	一人当たり B/D(円)	一世帯当たり B/E(円)		
22	43,460,507	41,071,620	24,128,631	△ 1.9	55.5	136,963	339,792	233,138	578,392	176,169	71,010
23	43,838,734	41,137,161	23,767,074	△ 1.5	54.2	134,985	331,641	233,638	574,020	176,072	71,665
24	43,687,716	41,264,152	23,480,444	△ 1.2	53.7	133,647	324,324	234,869	569,963	175,690	72,398
25	46,824,971	43,733,183	23,627,049	0.6	50.5	134,570	322,272	249,085	596,519	175,575	73,314
26	48,123,044	45,466,120	23,959,236	1.4	49.8	135,049	320,272	256,276	607,763	177,411	74,809
27	49,041,189	46,665,215	23,794,930	△ 0.7	48.5	134,453	315,369	263,681	618,484	176,976	75,451
28	47,439,752	45,720,847	23,928,260	0.6	50.4	135,557	314,242	259,015	600,437	176,518	76,146
29	48,599,863	46,348,504	24,220,287	1.2	49.8	137,569	315,348	263,256	603,457	176,059	76,805
30	48,525,712	46,777,930	24,749,195	2.2	51.0	141,040	318,748	266,577	602,459	175,476	77,645
元	51,933,484	49,842,119	24,809,200	0.2	47.8	142,014	316,731	285,309	636,318	174,695	78,329

備考 人口・世帯数は年度末(3月31日)現在の住民基本台帳人口によります。

一般会計歳入歳出決算の推移





## 1-4. 一般会計当初予算

### (1) 歳入歳出予算

(単位：千円)

款名	歳		入		比較増減	対前年度増減率%
	2年度当初予算額	構成比%	元年度当初予算額	構成比%		
市 税	24,523,215	47.6	24,381,306	52.4	141,909	0.6
地方譲与税	495,000	1.0	462,000	1.0	33,000	7.1
利子割交付金	16,000	0.0	43,000	0.1	△ 27,000	△ 62.8
配当割交付金	134,000	0.3	153,000	0.3	△ 19,000	△ 12.4
株式等譲渡所得割交付金	88,000	0.2	177,000	0.4	△ 89,000	△ 50.3
地方消費税交付金	179,000	0.3	2,922,000	6.3	△ 2,743,000	△ 93.9
ゴルフ場利用税交付金	3,502,000	6.8	40,000	0.1	3,462,000	8,655.0
自動車取得税交付金	40,000	0.1	104,000	0.2	△ 64,000	△ 61.5
環境性能割交付金	68,000	0.1	30,000	0.1	38,000	126.7
地方特例交付金	168,000	0.3	178,000	0.4	△ 10,000	△ 5.6
地方交付税	1,980,000	3.8	1,850,000	4.0	130,000	7.0
交通安全対策特別交付金	20,000	0.0	23,000	0.0	△ 3,000	△ 13.0
分担金及び負担金	440,345	0.9	658,277	1.4	△ 217,932	△ 33.1
使用料及び手数料	605,232	1.2	628,679	1.4	△ 23,447	△ 3.7
国庫支出金	9,049,948	17.6	6,963,709	15.0	2,086,239	30.0
県支出金	4,305,477	8.4	3,508,266	7.5	797,211	22.7
財産収入	45,421	0.1	49,272	0.1	△ 3,851	△ 7.8
寄附金	20,050	0.0	20,050	0.0	0	0.0
繰入金	1,944,131	3.8	1,785,671	3.8	158,460	8.9
繰越金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
諸収入	548,571	1.1	552,960	1.2	△ 4,389	△ 0.8
市債	3,295,600	6.4	2,005,800	4.3	1,289,800	64.3
歳入合計	51,468,000	100.0	46,536,000	100.0	4,932,000	10.6

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

款名	歳		出		比較増減	対前年度増減率%
	2年度当初予算額	構成比%	元年度当初予算額	構成比%		
議会費	412,776	0.8	413,562	0.9	△ 786	△ 0.2
総務費	5,583,747	10.8	5,888,602	12.7	△ 304,855	△ 5.2
民生費	21,747,063	42.3	20,867,035	44.8	880,028	4.2
衛生費	4,089,548	7.9	4,129,240	8.9	△ 39,692	△ 1.0
農林水産業費	727,402	1.4	581,643	1.2	145,759	25.1
商工費	673,468	1.3	667,445	1.4	6,023	0.9
土木費	4,304,832	8.4	2,715,282	5.8	1,589,550	58.5
消防費	2,913,112	5.7	2,844,039	6.1	69,073	2.4
教育費	7,727,319	15.0	5,471,392	11.8	2,255,927	41.2
災害復旧費	301,250	0.6	50	0.0	301,200	602,400.0
公債費	2,907,483	5.6	2,877,710	6.2	29,773	1.0
予備費	80,000	0.2	80,000	0.2	0	0.0
歳出合計	51,468,000	100.0	46,536,000	100.0	4,932,000	10.6

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

## (2) 市税の構成

佐倉市の令和2年度の一般会計の当初予算（歳入）における市税の構成比は、次の図のとおりです。

市税収入額 24,523,215 千円は、市民一人当たり 140,377 円になります。一方、一般会計歳出予算総額 51,468,000 千円は、市民一人当たり 294,616 円となります。

(注) 人口は、令和2年3月31日現在（2ページ参照）のものであります。

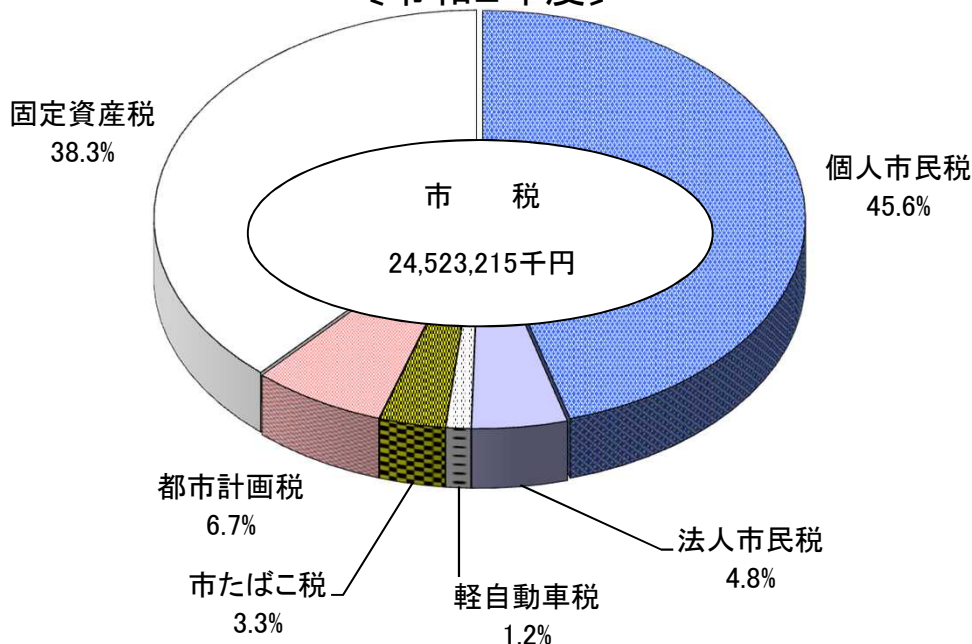
## (3) 市税10,000円あたりの使われ方

市民のみなさんに納めていただく市税が、どのような仕事にどれだけ使われるかをみてみますと次のようになります。

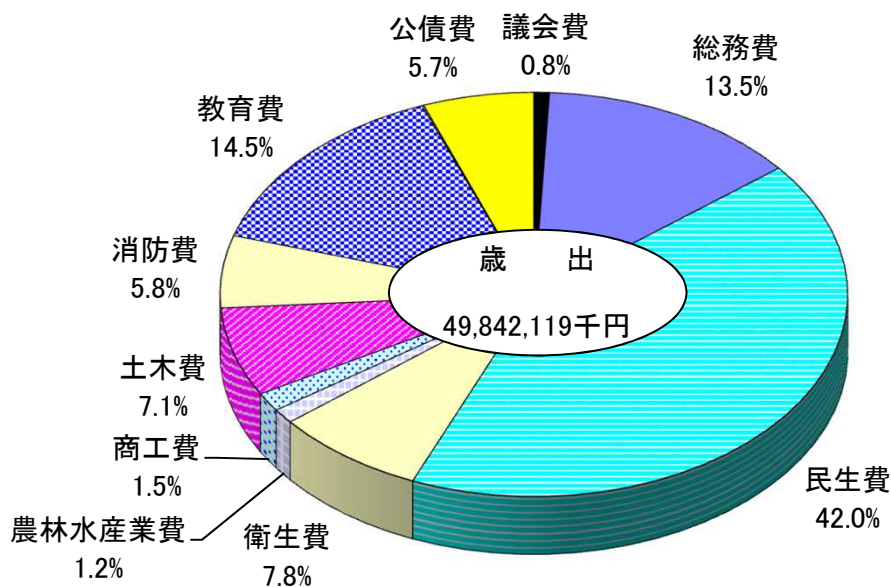
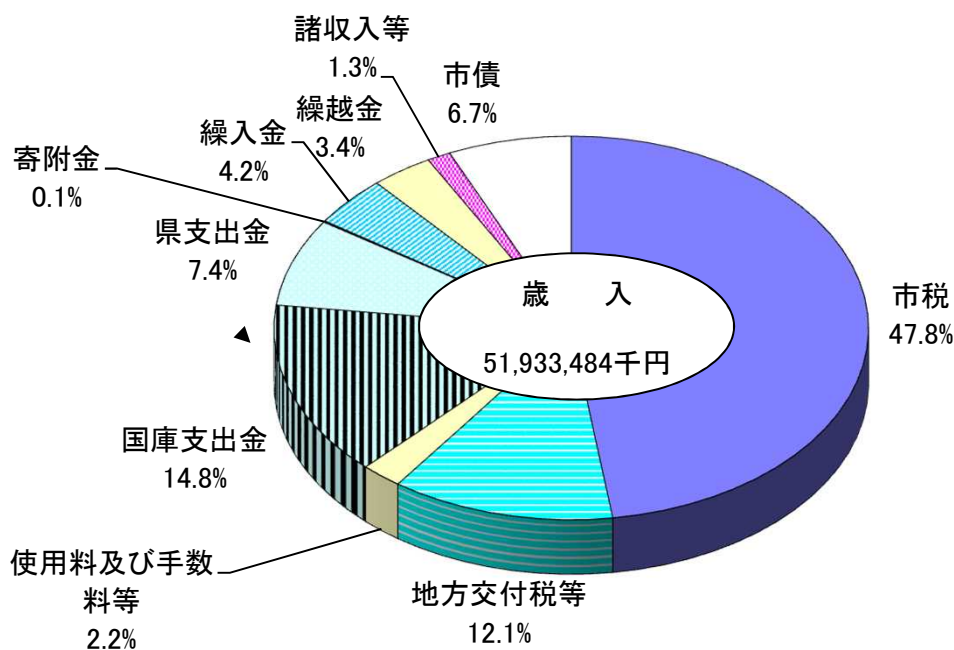
議会費	( 80 円)	市議会の運営のために
総務費	( 1,085 円)	市政のPRや徴税・戸籍・統計・選挙等のために
民生費	( 4,225 円)	お年寄り・児童・生活保護など福祉のために
衛生費	( 795 円)	きれいな街にすることや健康を守るために
農林水産業費	( 141 円)	農林・漁業の振興のために
商工費	( 131 円)	商工業振興・雇用対策のために
土木費	( 836 円)	道路・公園の整備や都市計画のために
消防費	( 566 円)	火災・災害から市民の命及び財産等を守るために
教育費	( 1,501 円)	教育・文化の向上のために
公債費	( 565 円)	市の借入金の返済のために
その他	( 75 円)	災害復旧費、予備費

※上記の金額は、令和2年度一般会計当初予算の割合によって求めました。

## 一般会計当初予算の市税の構成 〔令和2年度〕



## 一般会計歳入・歳出決算の構成 令和元年度



※端数処理の都合上、各項目の合計が100%とならない場合があります。  
 ※「歳入」のグラフ中、「地方交付税等」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の合計額が歳入に占める割合を、「使用料及び手数料等」とは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の合計額が歳入に占める割合を、「諸収入等」とは、財産収入及び諸収入の合計額が歳入に占める割合をいいます。

## 1-5. 一般会計決算

### (1) 歳入歳出決算

(単位：千円)

款名	歳		入		比較増減	対前年度増減率%
	元年度決算額	構成比%	30年度決算額	構成比%		
市 税	24,809,200	47.8	24,749,195	51.0	60,005	0.2
地方譲与税	453,023	0.9	449,664	0.9	3,359	0.7
利子割交付金	20,449	0.0	38,667	0.1	△ 18,218	△ 47.1
配当割交付金	142,119	0.3	126,748	0.3	15,371	12.1
株式等譲渡所得割交付金	93,305	0.2	116,452	0.2	△ 23,147	△ 19.9
地方消費税交付金	2,877,372	5.5	2,958,450	6.1	△ 81,078	△ 2.7
ゴルフ場利用税交付金	36,442	0.1	40,266	0.1	△ 3,824	△ 9.5
自動車取得税交付金	93,947	0.2	162,617	0.3	△ 68,670	△ 42.2
環境性能割交付金	27,452	0.1			27,452	皆増
地方特例交付金	381,334	0.7	138,742	0.3	242,592	174.9
地方交付税	2,156,595	4.2	1,863,817	3.8	292,778	15.7
交通安全対策特別交付金	19,036	0.0	19,836	0.0	△ 800	△ 4.0
分担金及び負担金	583,068	1.1	679,579	1.4	△ 96,511	△ 14.2
使用料及び手数料	580,273	1.1	590,757	1.2	△ 10,484	△ 1.8
国庫支出金	7,679,894	14.8	6,605,812	13.6	1,074,082	16.3
県支出金	3,833,504	7.4	3,158,934	6.5	674,570	21.4
財産収入	108,129	0.2	55,633	0.1	52,496	94.4
寄附金	61,286	0.1	62,419	0.1	△ 1,133	△ 1.8
繰入金	2,185,130	4.2	1,339,820	2.8	845,310	63.1
繰越金	1,747,781	3.4	2,251,358	4.6	△ 503,577	△ 22.4
諸収入	555,245	1.1	682,244	1.4	△ 126,999	△ 18.6
市債	3,488,900	6.7	2,434,700	5.0	1,054,200	43.3
歳入合計	51,933,484	100.0	48,525,712	100.0	3,407,772	7.0

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

歳 出						
款 名	元 年 度 決 算 額	構 成 比 %	30 年 度 決 算 額	構 成 比 %	比 較 増 減	対 前 年 度 増 減 率 %
議 会 費	394,941	0.8	406,541	0.9	△ 11,600	△ 2.9
総 務 費	6,712,177	13.5	6,771,706	14.5	△ 59,529	△ 0.9
民 生 費	20,957,571	42.0	19,224,718	41.1	1,732,853	9.0
衛 生 費	3,904,866	7.8	4,062,888	8.7	△ 158,022	△ 3.9
農 林 水 産 業 費	584,905	1.2	744,124	1.6	△ 159,219	△ 21.4
商 工 費	747,644	1.5	592,037	1.3	155,607	26.3
土 木 費	3,542,059	7.1	3,502,589	7.5	39,470	1.1
消 防 費	2,879,349	5.8	2,859,271	6.1	20,078	0.7
教 育 費	7,223,961	14.5	5,665,640	12.1	1,558,321	27.5
災 害 復 旧 費	43,671	0.1	0	0.0	43,671	皆増
公 債 費	2,850,975	5.7	2,948,418	6.3	△ 97,443	△ 3.3
歳 出 合 計	49,842,119	100.0	46,777,930	100.0	3,064,189	6.6

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

1-6. 税目別決算額の推移

(その1)

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	調定額	収入額		収入率 %	調定額	収入額		収入率 %	調定額	収入額		収入率 %
		決算額	増減率%			決算額	増減率%			決算額	増減率%	
普 通 税	24,293,717	22,358,733	1.3	92.0	24,035,407	22,225,567	△ 0.6	92.5	23,933,403	22,325,737	0.5	93.3
市 民 税	13,467,401	12,504,332	1.0	92.8	13,379,603	12,462,412	△ 0.3	93.1	13,198,690	12,354,625	△ 0.9	93.6
個人市民税	11,986,222	11,049,983	0.7	92.2	11,973,410	11,080,966	0.3	92.5	11,927,744	11,108,646	0.2	93.1
現年課税分	11,061,943	10,873,258	0.7	98.3	11,094,493	10,904,862	0.3	98.3	11,103,159	10,943,811	0.4	98.6
普通徴収	3,523,565	3,339,080	3.1	94.8	3,344,745	3,161,714	△ 5.3	94.5	2,941,702	2,789,738	△ 11.8	94.8
特別徴収	7,409,962	7,405,762	△ 0.1	99.9	7,598,881	7,592,280	2.5	99.9	8,033,775	8,026,391	5.7	99.9
退職分	128,416	128,416	△ 9.5	100.0	150,867	150,868	17.5	100.0	127,682	127,682	△ 15.4	100.0
滞納繰越分	924,279	176,725	0.7	19.1	878,917	176,104	△ 0.4	20.0	824,585	164,835	△ 6.4	20.0
法人市民税	1,481,179	1,454,349	2.9	98.2	1,406,193	1,381,446	△ 5.0	98.2	1,270,946	1,245,979	△ 9.8	98.0
現年課税分	1,457,860	1,451,550	2.9	99.6	1,382,638	1,378,461	△ 5.0	99.7	1,249,603	1,242,976	△ 9.8	99.5
滞納繰越分	23,319	2,799	8.0	12.0	23,555	2,985	6.6	12.7	21,343	3,003	0.6	14.1
固定資産税	9,671,752	8,726,248	2.1	90.2	9,509,167	8,643,086	△ 1.0	90.9	9,570,740	8,837,107	2.2	92.3
純固定資産税	9,652,304	8,706,800	2.1	90.2	9,489,988	8,623,907	△ 1.0	90.9	9,554,052	8,820,419	2.3	92.3
現年課税分	8,627,598	8,467,569	1.7	98.1	8,581,515	8,433,594	△ 0.4	98.3	8,741,386	8,601,733	2.0	98.4
滞納繰越分	1,024,706	239,231	18.2	23.3	908,473	190,313	△ 20.4	20.9	812,666	218,686	14.9	26.9
交付金	19,448	19,448	△ 3.2	100.0	19,179	19,179	△ 1.4	100.0	16,688	16,688	△ 13.0	100.0
軽自動車税	209,108	182,697	5.3	87.4	217,790	191,222	4.7	87.8	258,066	228,098	19.3	88.4
軽自動車税	209,108	182,697	5.3	87.4	217,790	191,222	4.7	87.8	258,066	228,098	19.3	88.4
現年課税分	185,148	178,715	5.3	96.5	193,036	186,952	4.6	96.8	233,710	224,172	19.9	95.9
滞納繰越分	23,960	3,982	7.4	16.6	24,754	4,270	7.2	17.2	24,356	3,926	△ 8.1	16.1
環境性能割												
市たばこ税	945,456	945,456	△ 1.1	100.0	928,847	928,847	△ 1.8	100.0	905,907	905,907	△ 2.5	100.0
特別土地保有税	0	0	皆減		0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0	皆減		0	0			0	0		
目的税	1,775,034	1,600,503	2.2	90.2	1,728,498	1,569,363	△ 1.9	90.8	1,736,527	1,602,523	2.1	92.3
都市計画税	1,775,034	1,600,503	2.2	90.2	1,728,498	1,569,363	△ 1.9	90.8	1,736,527	1,602,523	2.1	92.3
現年課税分	1,585,717	1,556,304	1.8	98.1	1,561,235	1,534,324	△ 1.4	98.3	1,587,894	1,562,526	1.8	98.4
滞納繰越分	189,317	44,199	17.7	23.3	167,263	35,039	△ 20.7	20.9	148,633	39,997	14.1	26.9
入湯税												
現年課税分												
滞納繰越分												
合 計	26,068,751	23,959,236	1.4	91.9	25,763,905	23,794,930	△ 0.7	92.4	25,669,930	23,928,260	0.6	93.2
現年課税分	23,883,170	23,492,300	1.2	98.4	23,760,943	23,386,219	△ 0.5	98.4	23,838,347	23,497,813	0.5	98.6
滞納繰越分	2,185,581	466,936	10.5	21.4	2,002,962	408,711	△ 12.5	20.4	1,831,583	430,447	5.3	23.5

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

(令和2年5月末現在)

(その2)

(単位:千円)

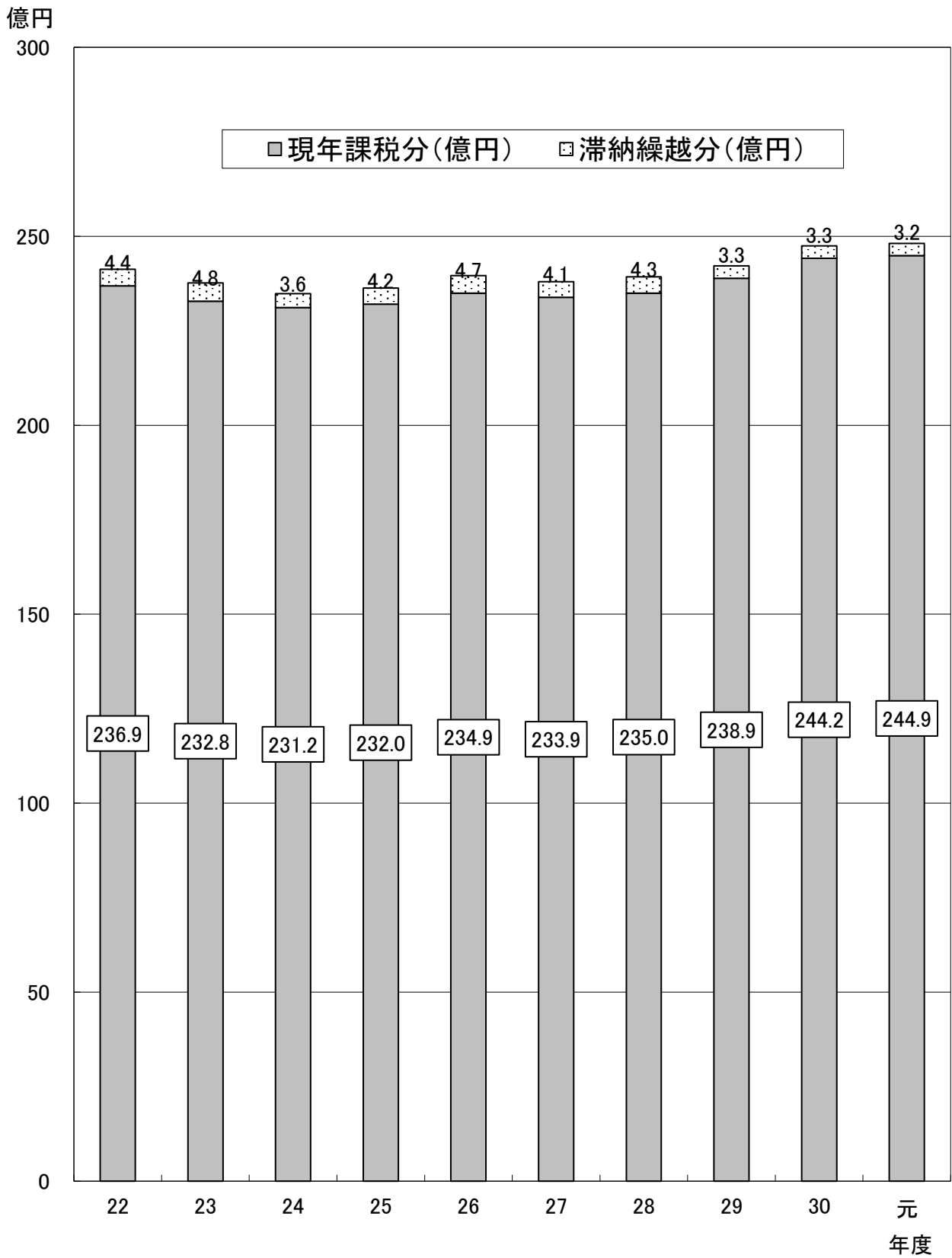
区 分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	調定額	収入額		収入率 %	調定額	収入額		収入率 %	調定額	収入額		収入率 %
		決算額	増減率%			決算額	増減率%			決算額	増減率%	
普 通 税	24,093,966	22,615,363	1.3	93.9	24,516,352	23,113,389	2.2	94.3	24,504,989	23,188,320	0.3	94.6
市 民 税	13,284,129	12,515,215	1.3	94.2	13,398,232	12,674,284	1.3	94.6	13,371,118	12,699,565	0.2	95.0
個人市民税	11,988,404	11,245,507	1.2	93.8	11,974,970	11,272,314	0.2	94.1	11,917,765	11,264,530	△ 0.1	94.5
現年課税分	11,241,407	11,086,886	1.3	98.6	11,288,203	11,120,838	0.3	98.5	11,275,625	11,117,378	△ 0.0	98.6
普通徴収	2,879,248	2,729,904	△ 2.1	94.8	2,894,341	2,733,725	0.1	94.5	2,887,751	2,741,926	0.3	95.0
特別徴収	8,224,065	8,218,888	2.4	99.9	8,265,751	8,259,003	0.5	99.9	8,240,386	8,227,964	△ 0.4	99.8
退職分	138,094	138,094	8.2	100.0	128,111	128,111	△ 7.2	100.0	147,488	147,488	15.1	100.0
滞納繰越分	746,997	158,620	△ 3.8	21.2	686,767	151,475	△ 4.5	22.1	642,141	147,152	△ 2.9	22.9
法人市民税	1,295,725	1,269,708	1.9	98.0	1,423,262	1,401,970	10.4	98.5	1,453,353	1,435,035	2.4	98.7
現年課税分	1,272,420	1,265,951	1.8	99.5	1,400,977	1,399,294	10.5	99.9	1,433,951	1,432,680	2.4	99.9
滞納繰越分	23,305	3,757	25.1	16.1	22,285	2,676	△ 28.8	12.0	19,402	2,355	△ 12.0	12.1
固定資産税	9,687,384	9,010,100	2.0	93.0	9,992,070	9,347,562	3.7	93.5	9,985,384	9,376,088	0.3	93.9
純固定資産税	9,670,203	8,992,918	2.0	93.0	9,974,406	9,329,898	3.7	93.5	9,968,073	9,358,777	0.3	93.9
現年課税分	8,988,685	8,850,956	2.9	98.5	9,336,135	9,184,125	3.8	98.4	9,348,692	9,216,167	0.3	98.6
滞納繰越分	681,518	141,962	△ 35.1	20.8	638,270	145,773	2.7	22.8	619,381	142,610	△ 2.2	23.0
交付金	17,181	17,181	3.0	100.0	17,664	17,664	2.8	100.0	17,311	17,311	△ 2.0	100.0
軽自動車税	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1	305,720	269,900	5.5	88.3
軽自動車税	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1	303,372	267,551	4.6	88.2
現年課税分	246,747	236,991	5.7	96.0	260,088	250,600	5.7	96.4	271,209	262,377	4.7	96.7
滞納繰越分	27,065	4,417	12.5	16.3	30,286	5,268	19.3	17.4	32,163	5,175	△ 1.8	16.1
環境性能割									2,349	2,349	皆増	100.0
市たばこ税	848,641	848,641	△ 6.3	100.0	835,676	835,676	△ 1.5	100.0	842,767	842,767	0.8	100.0
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7
都市計画税	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7
現年課税分	1,603,680	1,579,108	1.1	98.5	1,636,138	1,609,498	1.9	98.4	1,618,310	1,595,370	△ 0.9	98.6
滞納繰越分	123,934	25,816	△ 35.5	20.8	115,189	26,308	1.9	22.8	110,796	25,510	△ 3.0	23.0
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,821,581	24,220,287	1.2	93.8	26,267,679	24,749,195	2.2	94.2	26,234,096	24,809,200	0.2	94.6
現年課税分	24,218,762	23,885,715	1.7	98.6	24,774,881	24,417,696	2.2	98.6	24,810,214	24,486,398	0.3	98.7
滞納繰越分	1,602,819	334,572	△ 22.3	20.9	1,492,798	331,499	△ 0.9	22.2	1,423,882	322,802	△ 2.6	22.7

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

(令和2年5月末現在)

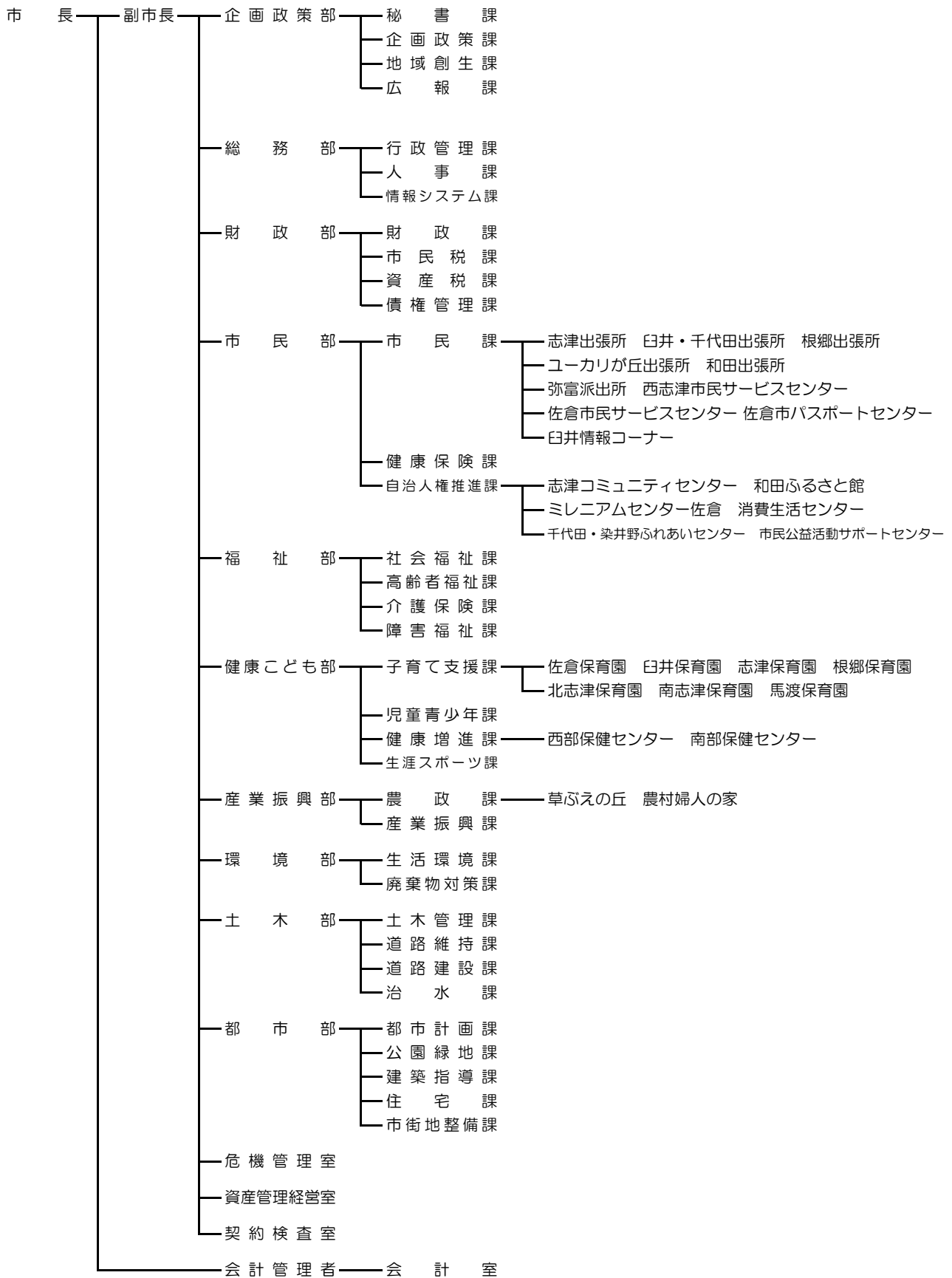


## 市税決算額の推移

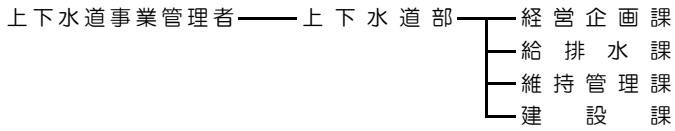


1-7 佐倉市行政組織図 令和2年4月1日

【市長事務部局】



【公営企業】



【議会】

事務局

【監査委員】

事務局

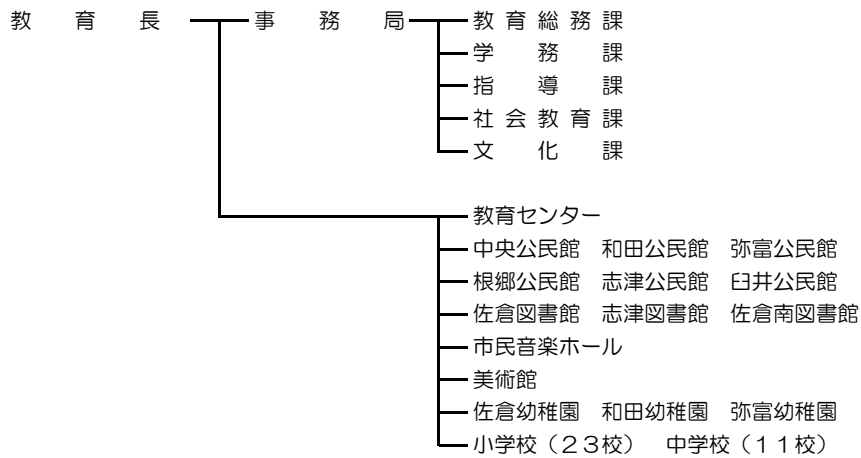
【選挙管理委員会】

事務局

【農業委員会】

事務局

【教育委員会】



【固定資産評価審査委員会】

## 1-8. 税務機構等

### (1) 税務機構

令和2年4月1日現在

【財政部】 〈市民税課〉 18名	部長 1名	
	税制班	(1) 税務の総合調整に関する事 (2) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関する事 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関する事 (4) 市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関する事 (5) 税制に関する事 (6) 税務統計に関する事 (7) 法人市民税の賦課調定に関する事 (8) 固定資産評価審査委員会に関する事
	市民税班	(1) 市県民税普通徴収の賦課調定に関する事 (2) 市県民税特別徴収の賦課調定に関する事
〈資産税課〉  21名	資産課税班	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及び統計に関する事 (2) 家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (3) 土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (4) 償却資産に関する事 (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事 (6) 土地及び家屋の異動処理に関する事 (7) 公簿の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関する事
	土地班	(1) 土地の調査及び評価に関する事
	家屋班	(1) 家屋の調査及び評価に関する事
	滞納整理指導担当	(1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 未収債権の徴取及び滞納処分に係る支援、助言等に関する事
〈債権管理課〉 22名	管理班	(1) 税の収納管理に関する事 (2) 税の過誤納金の取扱いに関する事 (3) 納税奨励に関する事 (4) 納税口座振替に関する事 (5) 納税証明に関する事
	徴収1班・2班	(1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 納付（納入）委託及び受託に関する事
	滞納処分班	(1) 納税督促に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関する事

(2) 税務機構の変遷

年月	税 務 機 構 名		
	部 名	課 (室) 名	係 (班) 名
昭35.4	—	税 務 課	管理係・賦課係・徴収係・固定資産評価係
昭37.4	—	税 務 課 固定資産評価室	管理係・賦課係・徴収係 評価係
昭46.4	総 務 部	課 税 課 収 税 課	市民税係・資産税係・諸税係 管理係・収税係
昭48.4	企画財政部	税 務 課	管理係・市民税係・収納係・資産税第一係・資産税第二係
昭49.4	〃	〃	諸税係・市民税係・収納係・土地係・家屋係
昭50.1	財 政 部	〃	〃
昭51.4	企画財政部	〃	〃
昭55.4	市 民 部	〃	〃
昭58.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課	諸税係・市民税係・管理係・収納係 庶務係・土地係・家屋係
昭62.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係 庶務係・土地係・家屋係
平4.4	財 政 部	市 民 税 課 資 産 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係 庶務係・土地係・家屋係
平6.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	管理係・市民税係 管理係・土地係・家屋係 管理係・徴収第一係・徴収第二係
平9.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制係・市民税係 管理係・課税係・土地評価係・家屋評価係 管理係・徴収第一係・徴収第二係
平12.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制係・市民税係 課税係・土地評価係・家屋評価係 管理係・徴収第一係・徴収第二係
平13.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制係・市民税係 課税係・土地評価係・家屋評価係 管理係・徴収担当
平14.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制班・諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班 管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平15.7	税 務 部	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制班・諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班 管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平16.9	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班 管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平17.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当 管理班・収税班・滞納処分班・特別徴収担当
平18.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班 管理班・収税班・滞納処分班・困難案件徴収担当
平19.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班 管理班・収税班・滞納処分班
平20.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当 管理班・収税班・滞納処分班
平22.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	諸税班・市民税班 課税班・土地評価班・家屋評価班 管理班・収税班・滞納処分班
平22.8	〃	課 税 課 収 税 課	税制班・市民税班・土地班・家屋班 管理班・滞納処分班・収税班
平23.4	〃	課 税 課 収 税 課	税制班・市民税班・資産課税班・土地班・家屋班 管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平26.4	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制班・市民税班 資産課税班・土地班・家屋班 管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.10	〃	市 民 税 課 資 産 税 課 収 税 課	税制班・市民税班 資産課税班・土地班・家屋班 管理班・滞納処分班・滞納徴収第1班・滞納徴収第2班
令2.4	財 政 部	市 民 税 課 資 産 税 課 債 権 管 理 課	税制班・市民税班 資産課税班・土地班・家屋班 管理班・滞納処分班・徴収1班・徴収2班

## 2. 市 民 税

## 2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移

(単位：千円・人)

区 分	年 度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数
普 通 徴 収	均等割のみ	12,558	3,588	12,237	3,496	12,982	3,709	12,916	3,690	13,126	3,750
	所得割のみ			0	0	0	0	0	0		
	均等割+所得割	2,720,327	29,049	2,668,840	28,983	2,652,272	28,896	2,677,021	29,090	2,647,612	29,040
	計	2,732,885	32,637	2,681,076	32,479	2,665,254	32,605	2,689,937	32,780	2,660,738	32,790
特 別 徴 収	均等割のみ	6,213	1,775	6,458	1,845	7,018	2,005	6,787	1,939	6,650	1,900
	所得割のみ			0	0	0	0	0	0		
	均等割+所得割	8,251,779	52,700	8,370,565	53,709	8,406,141	54,046	8,366,556	54,532	8,352,569	54,599
	計	8,257,992	54,475	8,377,022	55,554	8,413,159	56,051	8,373,343	56,471	8,359,219	56,499
合 計	均等割のみ	18,771	5,363	18,694	5,341	20,000	5,714	19,703	5,629	19,776	5,650
	所得割のみ			0	0	0	0	0	0		
	均等割+所得割	10,972,106	81,749	11,039,404	82,692	11,058,413	82,942	11,043,577	83,622	11,000,181	83,639
	計	10,990,877	87,112	11,058,098	88,033	11,078,413	88,656	11,063,280	89,251	11,019,957	89,289
特別徴収義務者		17,171		17,425		17,548		17,603			

(注) ① 市民税調定額は6月末現在  
 ② 退職所得に係る分離課税分を除く

## 2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	税 額	構成比	対前年度 増減率	税 額	構成比	対前年度 増減率	税 額	構成比	対前年度 増減率	税 額	構成比	対前年度 増減率	税 額	構成比	対前年度 増減率
所得区分															
給与所得者	9,138,382	83.1	0.4	9,173,321	83.0	0.4	9,157,093	82.7	△ 0.2	9,148,785	82.7	△ 0.1	9,149,366	83.0	0.0
営業所得者	393,516	3.6	3.6	410,661	3.7	4.4	397,369	3.6	△ 3.2	412,029	3.7	3.7	398,355	3.6	△ 3.3
農業所得者	8,902	0.1	28.2	12,765	0.1	43.4	12,377	0.1	△ 3.0	9,745	0.1	△ 21.3	6,517	0.1	△ 33.1
その他の事業所得者															
その他の所得者	1,450,077	13.2	△ 3.1	1,461,351	13.2	0.8	1,511,574	13.6	3.4	1,492,721	13.5	△ 1.2	1,465,719	13.3	△ 1.8
計	10,990,877	100.0	1.0	11,058,098	100.0	0.6	11,078,413	100.0	0.2	11,063,280	100.0	△ 0.1	11,019,957	100.0	△ 0.4

(注) ① 税額は6月末現在 ② 退職所得に係る分離課税分を除く

## 2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

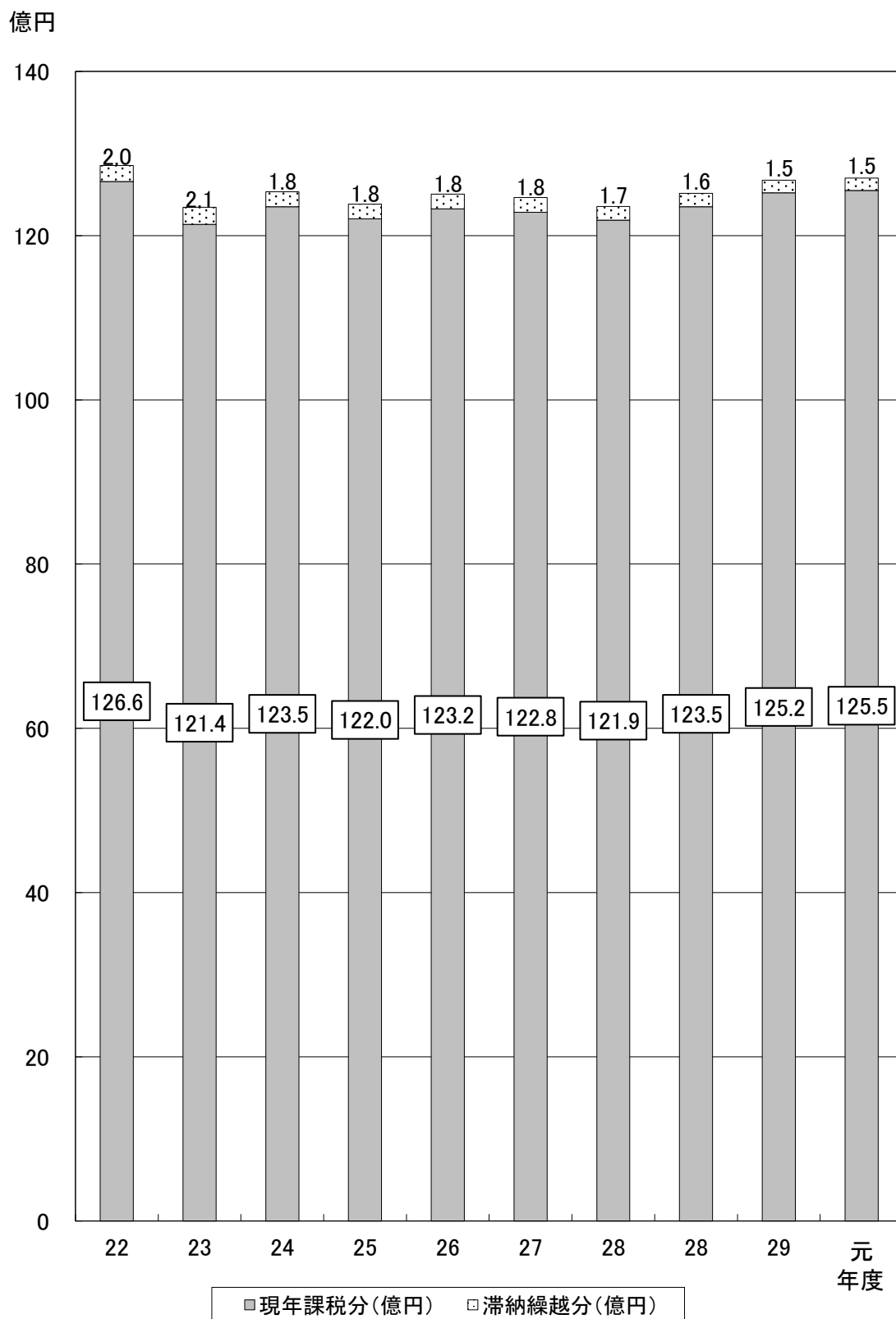
年 度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	納税義務者数	構成比	対前年度 増減率	納税義務者数	構成比	対前年度 増減率	納税義務者数	構成比	対前年度 増減率	納税義務者数	構成比	対前年度 増減率	納税義務者数	構成比	対前年度 増減率
所得区分															
給与所得者	64,284	73.8	1.1	64,945	73.8	1.0	65,259	73.6	0.5	65,675	73.6	0.6	65,909	73.8	0.4
営業所得者	2,775	3.2	0.8	2,810	3.2	1.3	2,834	3.2	0.9	2,879	3.2	1.6	2,768	3.1	△ 3.9
農業所得者	116	0.1	24.7	121	0.1	4.3	144	0.2	19.0	134	0.2	△ 6.9	96	0.1	△ 28.4
その他の事業所得者															
その他の所得者	19,937	22.9	2.3	20,157	22.9	1.1	20,419	23.0	1.3	20,563	23.0	0.7	20,516	23.0	△ 0.2
計	87,112	100.0	1.4	88,033	100.0	1.1	88,656	100.0	0.7	89,251	100.0	0.7	89,289	100.0	0.0

(注) 納税義務者数は6月末現在

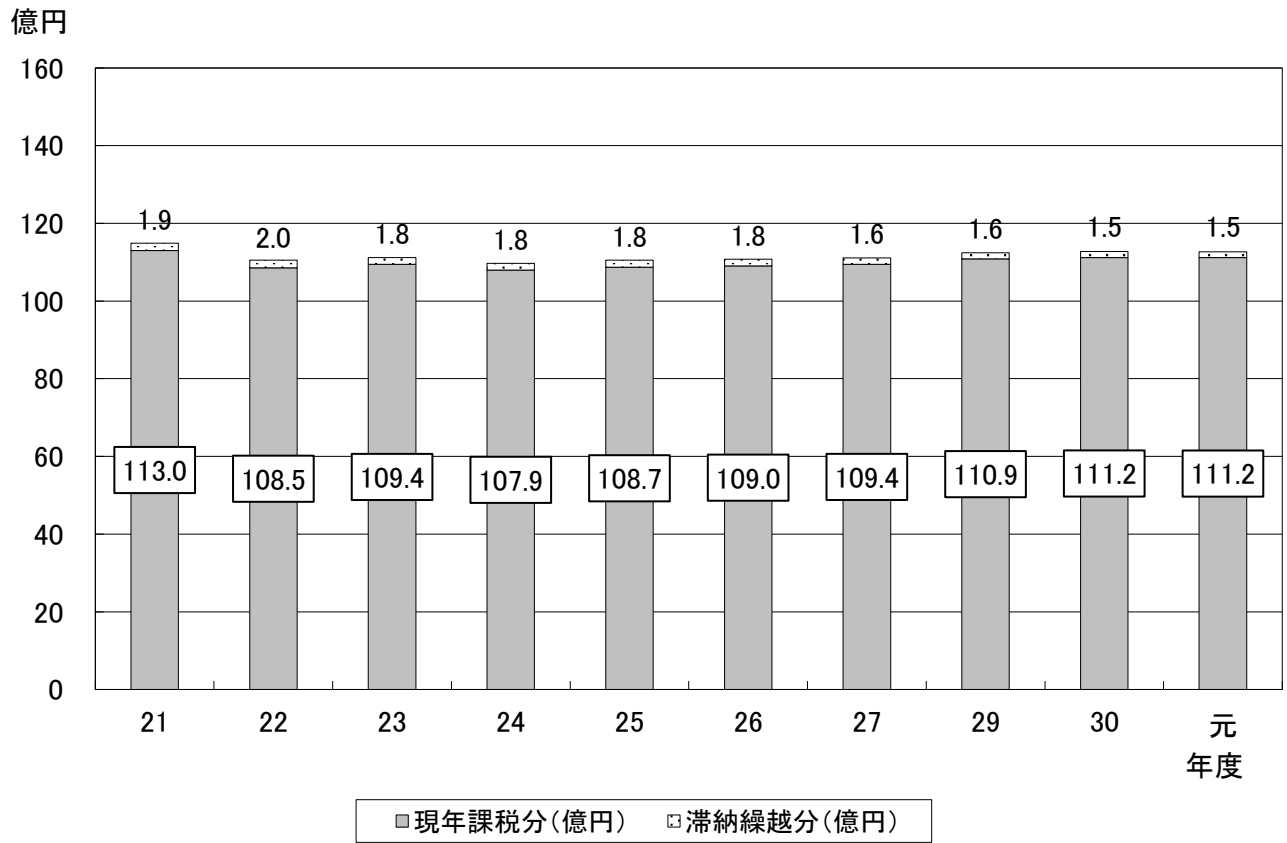
※端数処理の都合上、構成比合計が100%にならない場合があります。



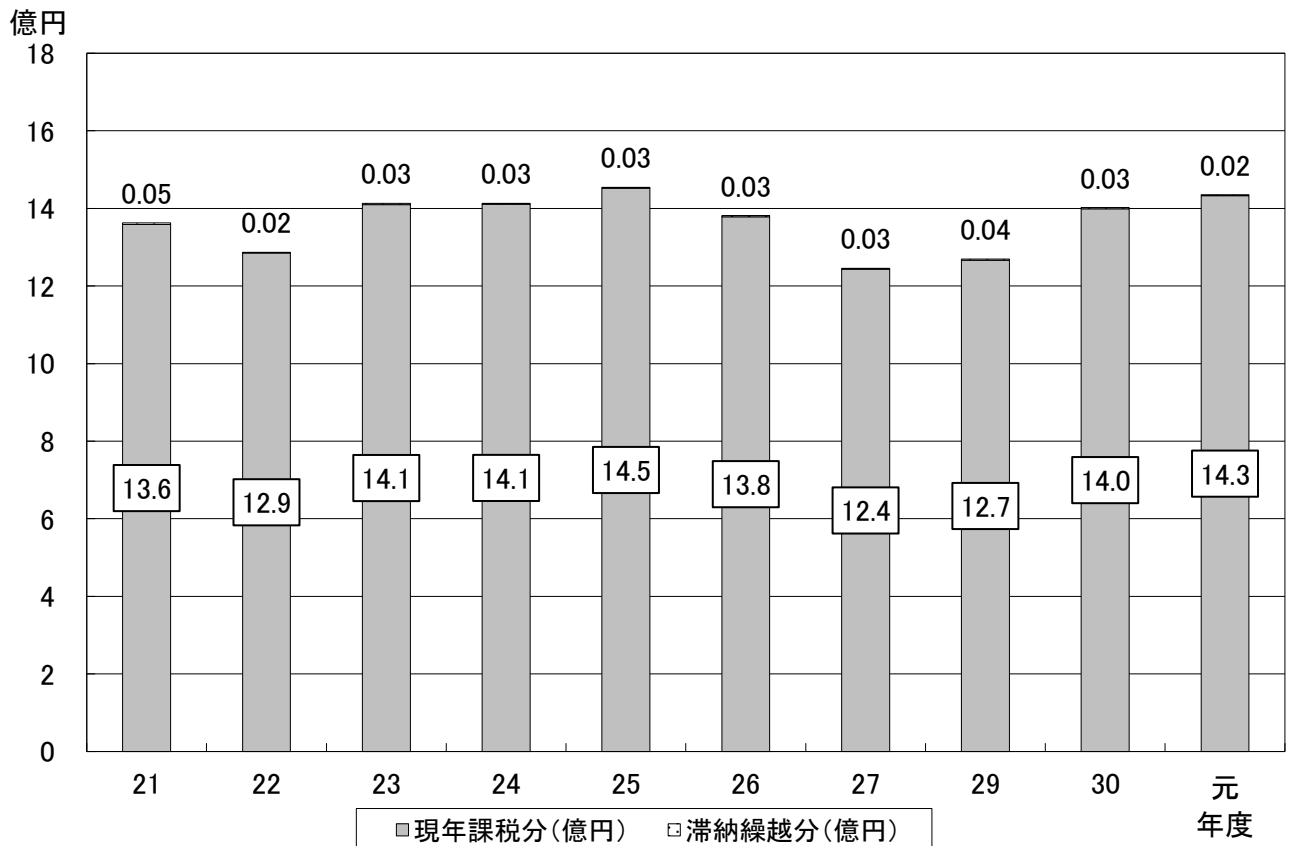
## 2-4. 市民税(個人・法人市民税)決算額の推移



## 個人市民税決算額の推移



## 法人市民税決算額の推移



2-5. 令和2年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ

区分 所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	所得割額 (千円)	納税義務者数 (人)	市民税額 (千円)
給与所得者	2,583	9,041	63,326	221,641	8,918,684	65,909	9,149,366
営業所得者	321	1,124	2,447	8,564	388,667	2,768	398,355
農業所得者	20	70	76	266	6,181	96	6,517
その他の事業所得者							
その他の所得者	2,726	9,541	17,790	62,265	1,393,913	20,516	1,465,719
合 計	5,650	19,776	83,639	292,736	10,707,445	89,289	11,019,957

(注) ① 市民税額は6月末現在

## 2-6. 令和2年度個人市民税課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

課税標準額の段階	給与所得者		営業所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下の金額	2,104	101,137	128	6,364	6	276	750	39,223	222	2,630,484	3,210	2,777,484
10万円を超え 100万円以下の金額	15,403	8,998,265	746	388,432	34	16,118	9,958	5,185,175	216	1,997,299	26,357	16,585,289
100万円を超え 200万円以下の金額	17,937	26,512,013	605	885,479	18	28,876	4,052	5,673,385	173	1,058,246	22,785	34,157,999
200万円を超え 300万円以下の金額	11,676	28,668,598	344	846,828	11	25,982	1,339	3,243,176	141	902,508	13,511	33,687,092
300万円を超え 400万円以下の金額	6,439	22,276,796	200	689,770	1	3,508	441	1,504,858	78	802,856	7,159	25,277,788
400万円を超え 550万円以下の金額	5,081	23,477,818	158	727,662	3	13,084	257	1,178,282	75	641,159	5,574	26,038,005
550万円を超え 700万円以下の金額	1,729	10,634,110	82	505,959	1	6,410	102	631,850	46	621,632	1,960	12,399,961
700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,350	11,103,972	68	560,868	0	0	74	607,539	54	672,851	1,546	12,945,230
1,000万円を超える金額	1,278	23,106,890	94	2,114,652	1	10,070	78	1,412,459	86	3,190,440	1,537	29,834,511
合 計	62,997	154,879,599	2,425	6,726,014	75	104,324	17,051	19,475,947	1,091	12,517,475	83,639	193,703,359

## 2-7. 個人市民税年度別負担額の推移

区 分	年 度				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口1人当たり（円/人）	62,122	62,643	62,928	63,091	63,203
1世帯当たり（円/世帯）	143,615	144,719	143,680	142,059	140,344
納税義務者1人当たり（円/人）	126,169	125,613	124,960	123,957	123,419
普通徴収対象者1人当たり（円/人）	83,736	82,548	81,744	82,060	81,145
特別徴収対象者1人当たり（円/人）	151,592	150,791	150,098	148,277	147,953

（注）人口、世帯数、市民税額は各年度の6月末現在

## 2-8. 法人市民税年度別調定額の推移

区 分	年 度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
均等割調定額（千円）	367,766	374,991	395,786	398,010	403,020
法人税割調定額（千円）	1,014,872	874,611	876,634	1,002,967	1,030,932
合計調定額（千円）	1,382,638	1,249,603	1,272,420	1,400,977	1,433,951
納税義務者（人）	3,245	3,327	3,340	3,377	3,443
調定額対前年度増減率（%）	△ 5.2	△ 9.6	1.8	10.1	2.4

## 2-9. 法人市民税決算期別法人数

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人数	103	250	908	226	229	285	242	291	334	141	104	330

2-10. 法人の設立状況

資本金 市内の従業員数		50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1,000万円超 1億円以下	1,000万円以下	左記に掲げる 法人以外の法人		合計
		50人超	分割法人	35	8	26	24	12	分割法人
その他の法人	0		0	1	12	8			
計	(9号法人) 35		(8号法人) 8	(6号法人) 27	(4号法人) 36	(2号法人) 20			
50人以下	分割法人	161		142	289	/	その 他の 法 人	2,160	2,330
	その他の法人	2		4	143				
	計	(7号法人) 163		(5号法人) 146	(3号法人) 432				
合 計		35	171	173	468	20	(1号法人)	2,576	3,443

### 3. 固定資産税・都市計画税 ・特別土地保有税

### 3-1. 納税義務者数の推移（土地+家屋+償却資産 現年課税分）

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
固定資産税	71,527 <sup>人</sup>	0.4%	71,855 <sup>人</sup>	0.5%	72,006 <sup>人</sup>	0.2%	72,096 <sup>人</sup>	0.1%	72,139 <sup>人</sup>	0.1%
都市計画税	59,870 <sup>人</sup>	0.4%	60,064 <sup>人</sup>	0.3%	60,196 <sup>人</sup>	0.2%	60,288 <sup>人</sup>	0.2%	60,349 <sup>人</sup>	0.1%

※当初調定の納税義務者数

### 3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移（法定免税点以上）

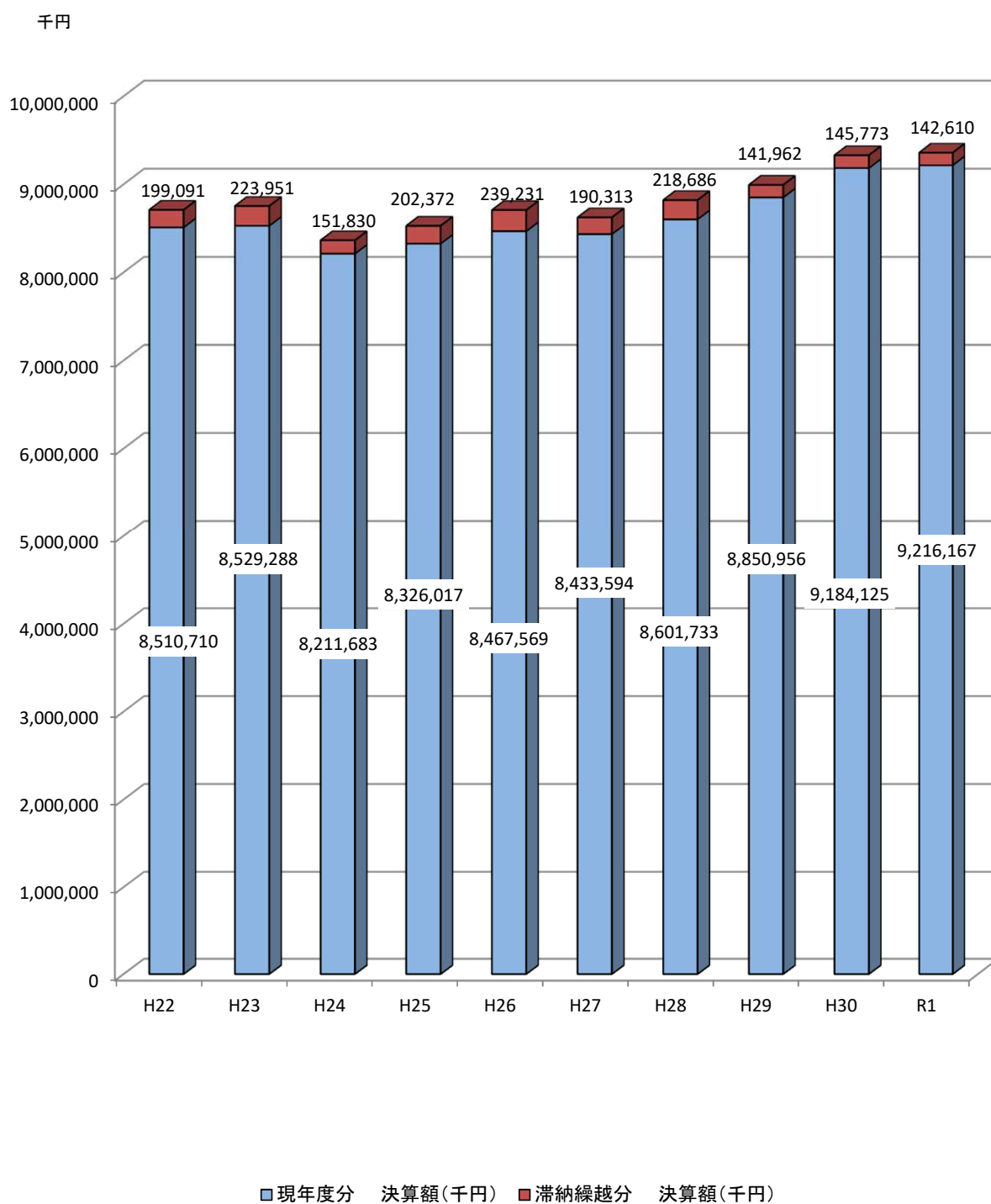
区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率
土地	164,147 <sup>筆</sup>	0.3%	164,574 <sup>筆</sup>	0.3%	164,835 <sup>筆</sup>	0.2%	165,080 <sup>筆</sup>	0.1%	165,356 <sup>筆</sup>	0.2%
家屋	61,570 <sup>棟</sup>	0.6%	61,914 <sup>棟</sup>	0.6%	62,259 <sup>棟</sup>	0.6%	62,544 <sup>棟</sup>	0.5%	62,695 <sup>棟</sup>	0.2%



### 3-3. 調定額の推移（当初調定額）

年度 区分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
		調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率
固 定 資 産 税	土 地	千円 3,218,939	% -0.3	千円 3,191,260	% -0.9	千円 3,157,654	% -1.1	千円 3,131,893	% -0.8	千円 3,121,446	% -0.3
	家 屋	3,940,725	2.0	4,072,455	3.3	4,014,483	-1.4	4,223,589	5.2	4,327,180	2.5
	小 計	7,159,664	1.0	7,263,715	1.5	7,172,137	-1.3	7,355,482	2.6	7,448,626	1.3
	償却資産	1,507,294	1.9	1,643,375	9.0	1,755,820	6.8	1,862,382	6.1	1,829,211	-1.8
	合 計	8,666,958	1.1	8,907,090	2.8	8,927,957	0.2	9,217,864	3.2	9,277,837	0.7
都 市 計 画 税	土 地	818,985	-0.2	813,709	-0.6	805,411	-1.0	799,464	-0.7	796,051	-0.4
	家 屋	757,152	2.2	783,508	3.5	773,694	-1.3	817,710	5.7	832,888	1.9
	合 計	1,576,137	0.9	1,597,217	1.3	1,579,105	-1.1	1,617,174	2.4	1,628,939	0.7

### 3-4. 固定資産税決算額の推移



### 3-5. 令和2年度土地に関する概要

#### 納税義務者数

納税義務者	区分	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
		(イ) (人)	(ロ) (人)	(イ)-(ロ) (人)
個人・法人		59,631	5,021	54,610

#### 総括

区分	地目	地積			決定価格			課税標準額	筆数				単位当たり価格			
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税 地筆数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ス)	法定免税点 未満のもの (筆) (セ)	法定免税点 以上のもの (筆) (ソ)	平均価格 (円/㎡) (ハ)	最高価格 (円/㎡) (ニ)	
田	一般田	-	18,843,650	980,720	17,862,930	1,811,031	89,190	1,721,841	1,720,655	-	20,449	1,420	19,029	96	112	
	勸告遊休田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介在田・市街化区域田	-	30,008	16	29,992	334,210	156	334,054	112,027	-	82	1	81	11,137	29,779	
畑	一般畑	-	12,512,887	831,759	11,681,128	809,033	53,919	755,114	755,114	-	15,881	1,420	14,461	65	67	
	勸告遊休畑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介在畑・市街化区域畑	-	277,184	199	276,985	5,217,713	1,502	5,216,211	1,779,344	-	699	5	694	18,824	54,543	
宅地	住宅用地	小規模住宅用地	/	10,582,900	61,235	10,521,665	407,482,617	938,254	406,544,363	67,751,673	/	70,003	980	69,023	38,504	106,449
		一般住宅用地	/	3,563,980	1,335	3,562,645	68,162,809	21,793	68,141,016	22,712,716	/	24,637	126	24,511	19,125	95,200
	住宅用地以外の宅地	/	5,172,640	232	5,172,408	142,245,501	3,885	142,241,616	96,253,448	/	8,292	30	8,262	27,500	120,074	
	計	956,084	19,319,520	62,802	19,256,718	617,890,927	963,932	616,926,995	186,717,837	1,047	102,932	1,136	101,796	31,983	120,074	
	塩田	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	鉱泉地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	池沼	108,114	16,697	8,516	8,181	1,090	237	853	853	12	79	44	35	65	303	
山林	一般山林	-	16,348,437	1,940,743	14,407,694	781,724	93,143	688,581	688,581	-	16,053	2,828	13,225	48	51	
	介在山林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	牧場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	原野	-	1,310,493	294,043	1,016,450	36,398	8,181	28,217	28,217	-	4,719	933	3,786	28	29	
雑種地	ゴルフ場の用地	-	1,471,811	-	1,471,811	2,019,834	-	2,019,834	1,413,884	-	648	-	648	1,372	1,750	
	遊園地等の用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉄軌道用地	2,767	468,813	7	468,806	3,485,937	62	3,485,875	2,349,738	27	1,539	1	1,538	7,436	62,756	
	その他の雑種地	635,910	5,084,523	133,802	4,950,721	41,173,008	76,543	41,096,465	27,914,815	2,526	10,934	871	10,063	8,098	100,600	
	計	638,677	7,025,147	133,809	6,891,338	46,678,779	76,605	46,602,174	31,678,437	2,553	13,121	872	12,249	6,645	100,600	
	その他	26,303,102	/	/	/	/	/	/	/	56,206	/	/	/	/	/	
	合計	28,005,977	75,684,023	4,252,607	71,431,416	673,560,905	1,286,865	672,274,040	223,481,065	59,818	174,015	8,659	165,356	8,900	/	

### 3-6. 宅地に関する調べ

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格		最高価格 地の所在
					平均価格 (円)/(イ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業 地区	繁華街	-	-	-	-	-	
	高度商業 地区	-	-	-	-	-	
	普通商業 地区	908,888	56,674,554	29,006,721	62,356	120,074	ユーカリが丘 4丁目
	計	908,888	56,674,554	29,006,721	62,356	120,074	ユーカリが丘 4丁目
住宅 地区	併用住宅 地区	778,215	38,814,566	15,702,669	49,876	83,821	ユーカリが丘 3丁目
	高級住宅 地区	-	-	-	-	-	
	普通住宅 地区	10,789,179	434,905,302	98,067,519	40,309	77,144	西志津 1丁目
	計	11,567,394	473,719,868	113,770,188	40,953	83,821	ユーカリが丘 3丁目
工業 地区	大地工場 地区	2,411,043	40,820,304	27,296,779	16,931	20,800	六崎
	中小工場 地区	161,171	2,381,869	1,591,914	14,779	16,366	六崎
	家内工場 地区	-	-	-	-	-	
	計	2,572,214	43,202,173	28,888,693	16,796	20,800	六崎
村落 地区	集団地区	-	-	-	-	-	
	村落地区	4,208,222	43,330,400	15,052,235	10,297	22,705	高岡
	計	4,208,222	43,330,400	15,052,235	10,297	22,705	高岡
観光地区		-	-	-	-	-	
合計		19,256,718	616,926,995	186,717,837	32,037	120,074	ユーカリが丘 4丁目

### 3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
住 宅 用 地	人 66,886	m <sup>2</sup> 14,084,310	千円 474,685,379	千円 90,464,389	筆 93,534
非住宅用地	3,291	5,172,408	142,241,616	96,253,448	8,262
計	70,177	19,256,718	616,926,995	186,717,837	101,796

### 3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
介 在 農 地	人 11	m <sup>2</sup> 14,462	千円 113,370	千円 79,074	筆 25
特定市街化 区域農地	409	292,515	5,436,895	1,812,297	750
計	420	306,977	5,550,265	1,891,371	775

### 3-9. 令和2年度家屋に関する概要

納税義務者数

区分 納税義務者	総数 (イ) (人)	法定免税点 未満のもの (ロ) (人)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (人)
個人・法人	62,010	1,009	61,001

総括

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木造	総数	52,667	5,698,816	135,002,732	23,690
	法定免税点 未満のもの	1,283	58,499	71,302	1,219
	法定免税点 以上のもの	51,384	5,640,317	134,931,430	23,923
木造 以外	総数	11,356	4,453,190	186,886,068	41,967
	法定免税点 未満のもの	45	1,431	5,069	3,542
	法定免税点 以上のもの	11,311	4,451,759	186,880,999	41,979
計	総数	64,023	10,152,006	321,888,800	31,707
	法定免税点 未満のもの	1,328	59,930	76,371	1,274
	法定免税点 以上のもの	62,695	10,092,076	321,812,429	31,888
非課税家屋		106	86,598		

### 3-10. 家屋の増減状況の推移

年度	増減 項目	新 増 築			減 失		
		木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
平成28年度	棟 数	591	96	687	302	37	339
	床 面 積 ( $m^2$ )	68,695	23,973	92,668	24,329	6,351	30,680
	単 位 当 たり 価 格 (円)	70,252	78,093	72,280	12,251	17,874	13,415
	決 定 価 格 (千円)	4,825,953	1,872,131	6,698,084	298,043	113,518	411,561
平成29年度	棟 数	615	91	706	345	62	407
	床 面 積 ( $m^2$ )	74,153	20,251	94,404	28,853	18,227	47,080
	単 位 当 たり 価 格 (円)	68,980	71,473	69,515	12,616	23,204	16,715
	決 定 価 格 (千円)	5,115,080	1,447,403	6,562,483	364,002	422,932	786,934
平成30年度	棟 数	587	96	683	337	49	386
	床 面 積 ( $m^2$ )	70,254	37,924	108,178	28,971	8,304	37,275
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,479	74,540	73,851	16,883	25,081	18,709
	決 定 価 格 (千円)	5,162,204	2,826,851	7,989,055	489,119	208,271	697,390
令和元年度	棟 数	550	91	641	317	67	384
	床 面 積 ( $m^2$ )	64,266	18,234	82,500	26,391	31,674	58,065
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,243	87,646	76,426	12,925	32,858	23,798
	決 定 価 格 (千円)	4,707,033	1,598,140	6,305,173	341,094	1,040,748	1,381,842
令和2年度	棟 数	450	80	530	388	42	430
	床 面 積 ( $m^2$ )	54,928	18,721	73,649	33,353	9,704	43,057
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,639	90,313	77,877	12,860	14,829	13,304
	決 定 価 格 (千円)	4,044,852	1,690,744	5,735,596	428,915	143,905	572,820

### 3-1-1. 国有資産等所在市町村交付金に関する調べ

調定の状況

(単位 千円)

区 分	台帳価格	算定標準額	交付金	団体数
交付金	2,007,741	1,252,190	17,530	3

交付金の状況

(単位 千円)

区 分		国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計	
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額		
貸 付 資 産	住 宅	1/6	9,077	127	118,306	1,656	1,783
		1/3	2,439	34	-	-	34
		2/5	-	-	75,837	1,062	1,062
	住宅以外		112,258	1,572	904	13	1,585
	小 計		123,774	1,733	195,047	2,731	4,464
地方公営事業に係るもの (水道施設等)		-	-	933,369	13,067	13,067	
計		123,774	1,733	1,128,416	15,798	17,531	



### 3-12. 償却資産の価格等に関する調べ

区分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの (イ)(千円)	(イ)以外のもの (ロ)(千円)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	25,074,090	24,909,530	79,063	24,830,467
	機 械 及 び 装 置	51,975,062	50,714,288	1,054,676	49,659,612
	船 舶	36,371	36,371	-	36,371
	航 空 機	-	-	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	444,173	444,173	-	444,173
	工 具 器 具 及 び 備 品	17,364,203	17,360,726	3,476	17,357,250
	小 計 (ハ)	94,893,899	93,465,088	1,137,215	92,327,873
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	37,350,478	34,804,002		
	県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,516,530	2,513,211		
	小 計 (ニ)	39,867,008	37,317,213		
法第743条第1項の規定により、県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	134,760,907	130,782,301			
内 訳	市 分 の 額		130,782,301		
	県 分 の 額		-		

### 3-13. 償却資産納税義務者数（法定免税点以上）の推移

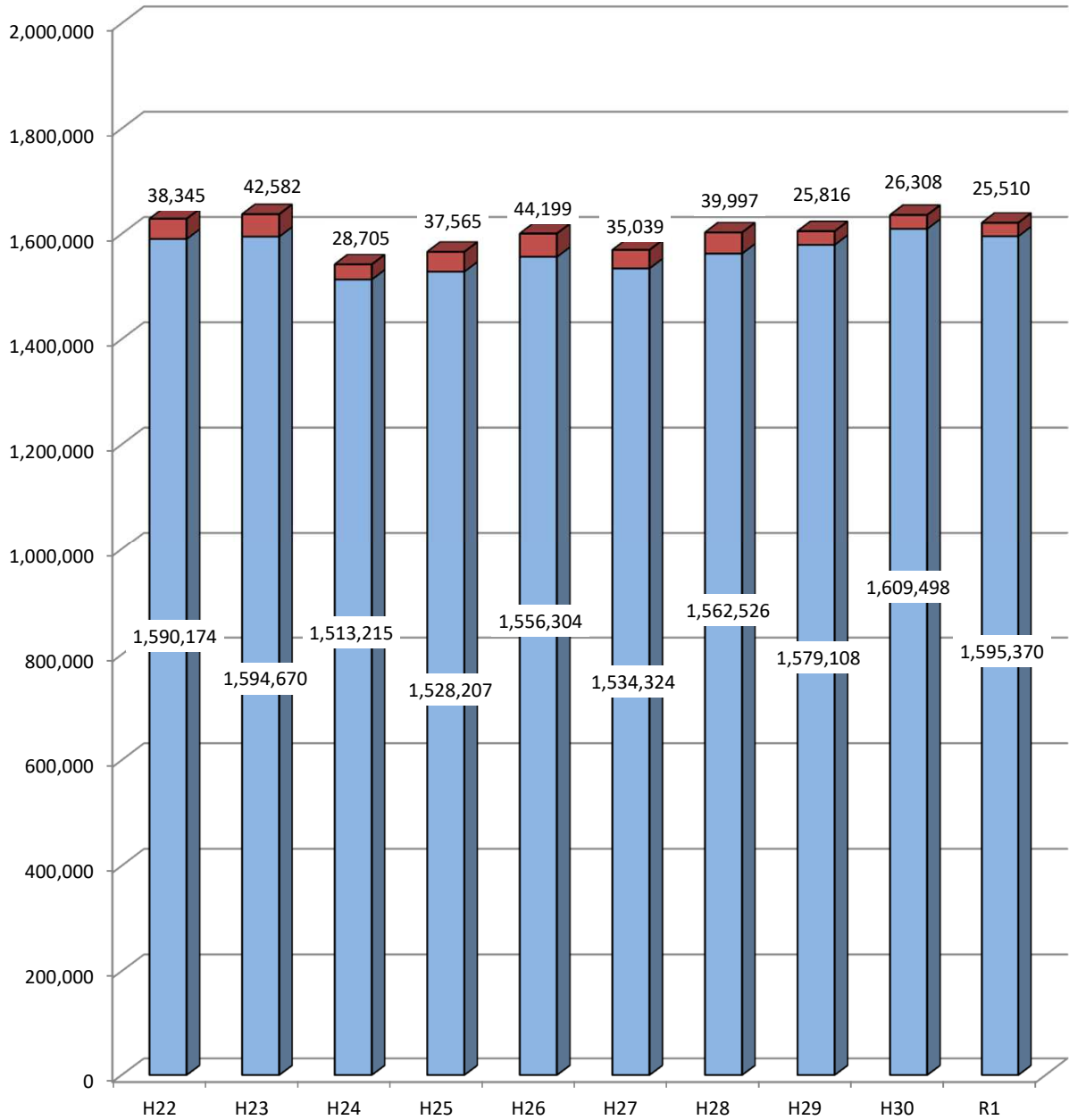
年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
個人・法人	1,379	6.7%	1,525	10.6%	1,607	5.4%	1,639	2.0%	1,663	1.5%

### 3-14. 都市計画税に関する調べ

土地・家屋		価格等	地積及び床面積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
土地	宅	宅地	13,988	552,287,707	242,259,228
	地等	その他	1,579	30,367,752	20,410,658
		小計	15,567	582,655,459	262,669,886
		農地	330	5,439,322	3,627,024
		計	15,897	588,094,781	266,296,910
家屋		木造家屋	4,561	109,522,588	109,522,588
		木造以外の家屋	3,992	169,350,623	169,267,334
		計	8,553	278,873,211	278,789,922
合計				866,967,992	545,086,832

### 3-15. 都市計画税決算額の推移

千円



■ 現年度分 決算額(千円) ■ 滞納繰越分 決算額(千円)

### 3-16. 特別土地保有税

地方税法の改正により、平成15年度以降は特別土地保有税の新たな課税が行われません。

## 4. 諸 税

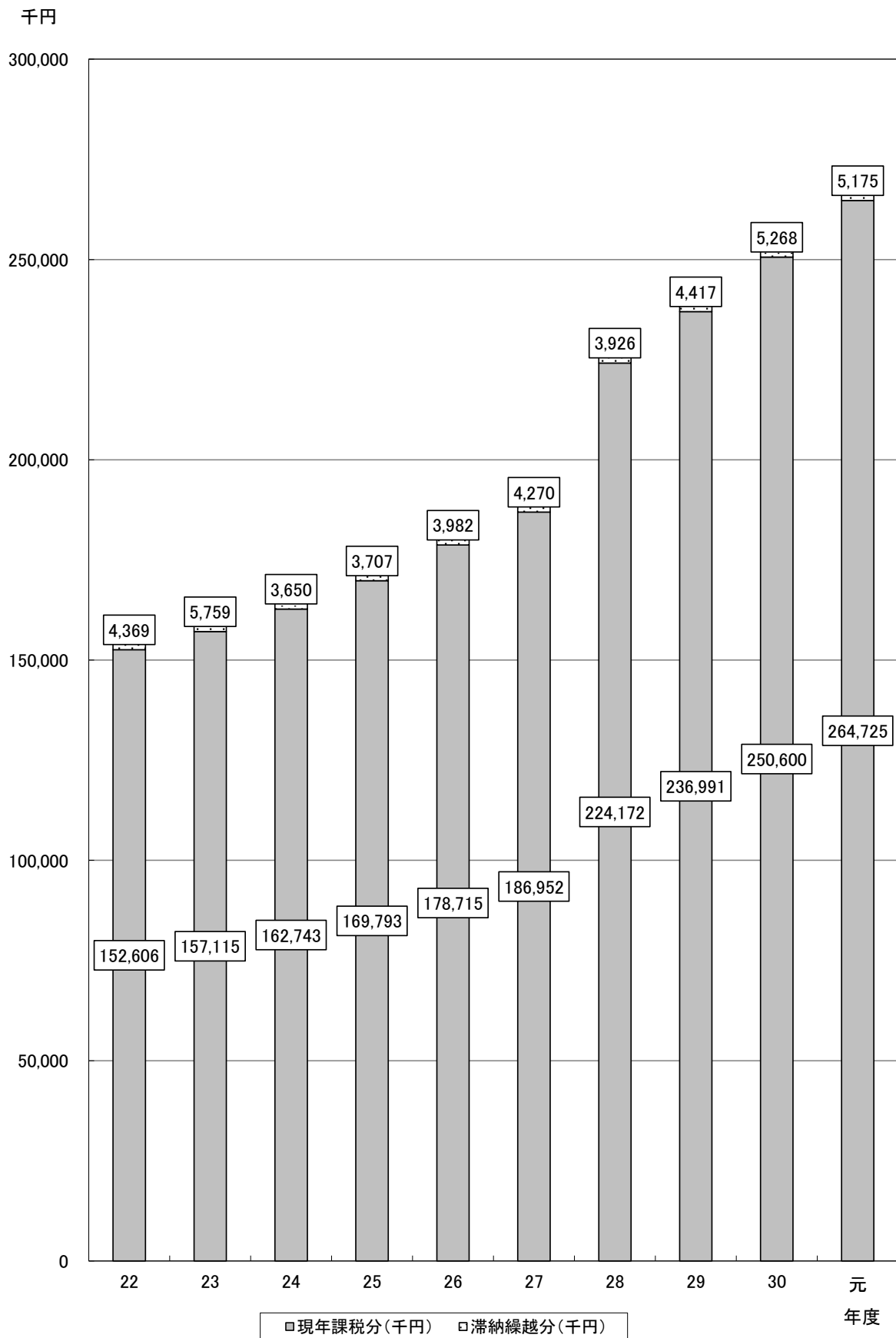
4-1. 軽自動車税に関する調べ（定期分）

（基準日：各年度6月末現在）

区分	平成30年度					令和元年度					令和2年度						
	保有台数	官公署分	減免	課税台数	調定額	保有台数	官公署分	減免	課税台数	調定額	保有台数	官公署分	減免	課税台数	調定額		
	(a)	(b)	台数 (c)	(a-b-c)(d)	(千円)	(a)	(b)	台数 (c)	(a-b-c)(d)	(千円)	(a)	(b)	台数 (c)	(a-b-c)(d)	(千円)		
原動機付自転車	50cc以下	6,251	7	0	6,244	12,488	6,011	6	0	6,005	12,010	5,767	6	2	5,759	11,518	
	90cc以下	347	22	0	325	650	329	19	0	310	620	324	16	0	308	616	
	125cc以下	1,406	23	0	1,383	3,319	1,482	26	0	1,456	3,494	1,575	29	1	1,545	3,708	
	ミニカー	111	0	0	111	411	113	0	0	113	418	115	0	0	115	426	
	小計	8,115	52	0	8,063	16,868	7,935	51	0	7,884	16,542	7,781	51	3	7,727	16,268	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	1,722	0	0	1,722	6,199	1,722	0	0	1,722	6,199	1,755	0	0	1,755	6,318	
	三輪車(旧税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(新税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(重課)	3	0	0	3	14	2	0	0	2	9	1	0	0	1	5	
	三輪車(75%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(50%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(25%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車計	3	0	0	3	14	2	0	0	2	9	1	0	0	1	5	
	四輪車(旧税率)	乗用 営業用	1	0	0	1	6	1	0	0	1	6	1	0	0	1	6
		乗用 自家用	14,289	24	273	13,992	100,742	12,845	24	247	12,574	90,533	11,285	22	233	11,030	79,416
		貨物 営業用	172	0	1	171	513	154	0	1	153	459	130	0	0	130	390
		貨物 自家用	2,599	12	20	2,567	10,268	2,279	11	20	2,248	8,992	1,966	9	22	1,935	7,740
		小計	17,061	36	294	16,731	111,529	15,279	35	268	14,976	99,990	13,382	31	255	13,096	87,552
	四輪車(新税率)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	3,624	3	65	3,556	38,405	5,200	3	107	5,090	54,972	6,717	3	137	6,577	71,032
		貨物 営業用	63	0	0	63	239	91	0	1	90	342	113	0	1	112	426
		貨物 自家用	686	3	1	682	3,410	967	3	2	962	4,810	1,291	3	4	1,284	6,420
		小計	4,373	6	66	4,301	42,054	6,258	6	110	6,142	60,124	8,121	6	142	7,973	77,878
	四輪車(重課)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	4,097	5	74	4,018	51,832	4,375	4	87	4,284	55,264	4,788	5	99	4,684	60,424
		貨物 営業用	43	0	0	43	194	55	0	0	55	248	48	0	1	47	212
貨物 自家用		1,871	1	16	1,854	11,124	1,933	2	15	1,916	11,496	1,987	3	15	1,969	11,814	
	小計	6,011	6	90	5,915	63,150	6,363	6	102	6,255	67,008	6,823	8	115	6,700	72,450	
四輪車(75%軽課)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
四輪車(50%軽課)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用 自家用	353	0	5	348	1,879	282	0	6	276	1,490	251	2	6	243	1,312	
	貨物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	353	0	5	348	1,879	282	0	6	276	1,490	251	2	6	243	1,312	
四輪車(25%軽課)	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用 自家用	617	0	12	605	4,901	747	0	15	732	5,929	925	0	15	910	7,371	
	貨物 営業用	11	0	0	11	32	7	0	0	7	20	1	0	0	1	3	
	貨物 自家用	46	0	0	46	175	68	1	0	67	255	42	0	0	42	160	
	小計	674	0	12	662	5,108	822	1	15	806	6,204	968	0	15	953	7,534	
	四輪車計	28,472	48	467	27,957	223,720	29,004	48	501	28,455	234,816	29,545	47	533	28,965	246,726	
	農耕作業用	590	3	0	587	1,409	608	3	0	605	1,452	611	3	1	607	1,457	
	特殊作業用	116	2	0	114	673	120	2	0	118	696	123	2	0	121	714	
	小計	30,903	53	467	30,383	232,015	31,456	53	501	30,902	243,172	32,035	52	534	31,449	255,220	
	二輪の小型自動車	1,897	0	1	1,896	11,376	1,937	0	1	1,936	11,616	2,013	0	0	2,013	12,078	
	合計	40,915	105	468	40,342	260,259	41,328	104	502	40,722	271,330	41,829	103	537	41,189	283,566	
	対前年度増減率(%)	1.2	1.0	2.0	1.2	5.4	1.0	△ 1.0	7.3	0.9	4.3	1.2	△ 1.0	7.0	1.1	4.5	

※平成28年度から税率が変わり、軽課税率・重課税率が新設されました。

## 4-2. 軽自動車税決算額の推移



※令和元年度分から環境性能割の決算額を含みます。

### 4-3. 市たばこ税の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
売 渡 本 数 ( 千 本 )	204,444	185,387	188,053	187,316	183,725	180,726	175,660	163,556	154,688	148,774	
税 額 ( 千 円 )	756,277	843,353	852,592	956,096	945,456	928,847	905,907	848,641	835,676	842,767	
対 前 年 度 増 減 率 ( % )	4.0	11.5	1.1	12.1	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.5	△ 6.3	△ 7.8	△ 0.7	
一 本 当 り 税 額 ( 円 )	3.70	4.55	4.53	5.10	5.15	5.14	5.16	5.19	5.40	5.66	
20歳以上人口一人当り喫煙本数 ( 本 / 年 )	1,399	1,267	1,286	1,280	1,240	1,222	1,188	1,107	1,048	1,009	
年 間 一 人 当 り 税 額 ( 円 )	4,293	4,790	4,853	5,446	5,329	5,248	5,132	4,820	4,762	4,824	
年 間 一 世 帯 当 り 税 額 ( 円 )	10,650	11,768	11,776	13,041	12,638	12,311	11,897	11,049	10,763	10,759	
年 度 末 現 在	人 口	176,169	176,072	175,690	175,575	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695
	20歳以上	146,177	146,290	146,260	146,369	148,169	147,922	147,915	147,733	147,621	147,420
	世 帯 数	71,010	71,665	72,398	73,314	74,809	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329

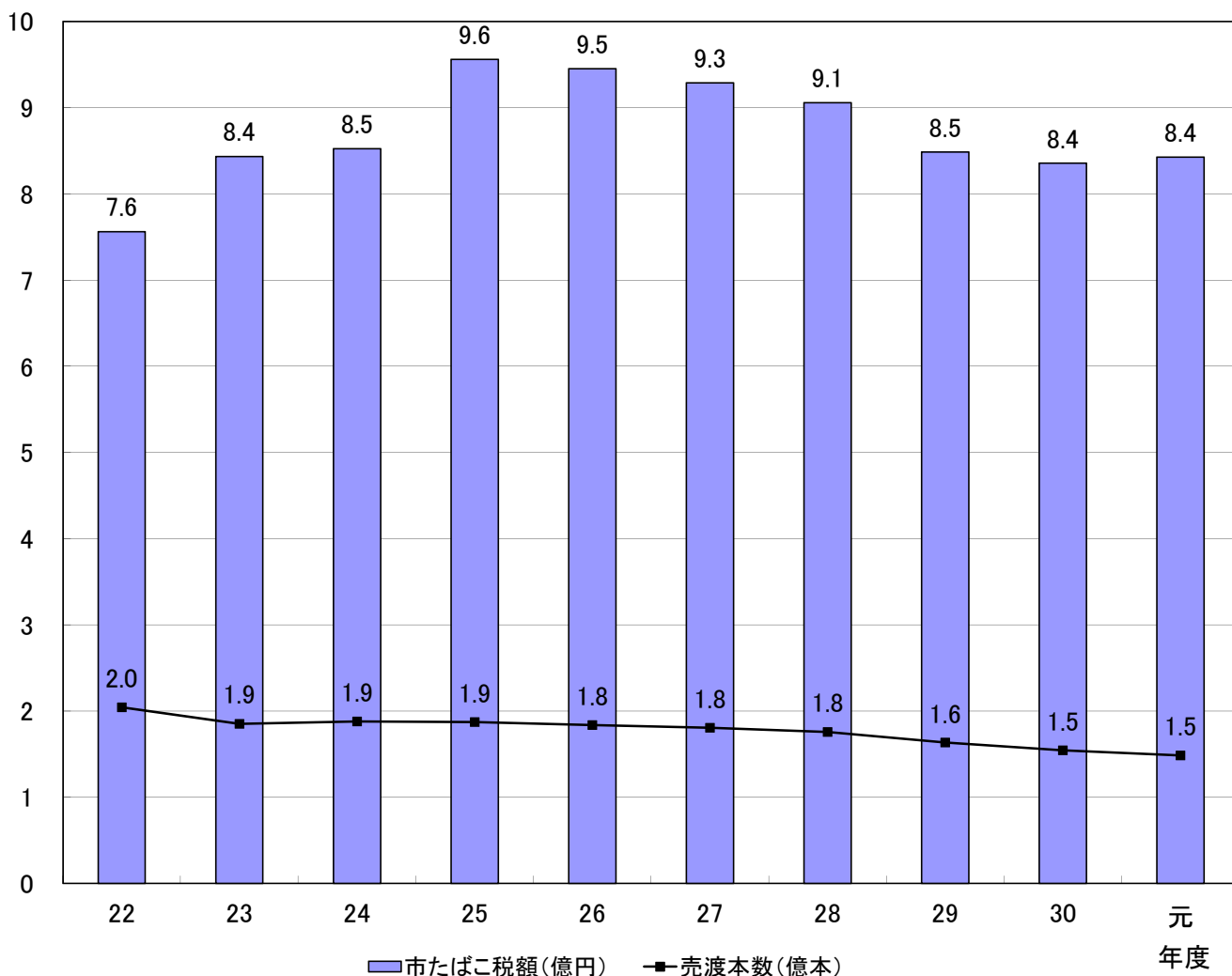
※「売渡本数(千本)」には、税制改正に伴う税率の引上時における手持品課税に係る本数は含まれていません。

※人口・世帯数は住民基本台帳人口(平成27年分から外国人登録を加算)によります。

※「20歳以上人口一人当り喫煙本数(本/年)」、「年間一人当り税額(円)」及び「年間一世帯当り税額(円)」は、「売渡し本数(千本)」を、それぞれ「20歳以上人口」、「人口」及び「世帯数」により除したものをいいます。

### 4-4. 市たばこ税決算額の推移

億円(億本)





## 5. 徵 收

## 5-1. 還付金調べ

### 1. 過誤納金還付金（歳出還付）

(単位：件・円) (単位：件・円)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 県 民 税	768	27,199,550	876	27,426,130	843	26,689,100	944	27,726,760
法 人 市 民 税	192	25,145,700	233	27,043,200	204	42,408,800	293	23,416,950
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	167	16,180,700	143	13,350,163	1,616	23,152,640	105	12,715,740
軽 自 動 車 税	33	224,400	26	135,000	12	37,800	36	224,400
配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 割 額	470	13,025,770	432	10,370,783	502	18,881,689	488	11,035,415
合 計	1,630	81,776,120	1,710	78,325,276	3,177	111,170,029	1,866	75,119,265

### 2. 過誤納金還付加算金

(単位：件・円) (単位：件・円)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 県 民 税	63	278,300	59	261,400	56	143,400	31	63,600
法 人 市 民 税	65	357,200	50	286,700	55	437,700	51	204,400
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	56	7,411,039	38	7,216,129	38	1,366,086	28	4,140,437
軽 自 動 車 税	2	2,000	0	0	0	0	0	0
配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 割 額	4	11,200	8	17,300	3	1,400	3	7,100
合 計	190	8,059,739	155	7,781,529	152	1,948,586	113	4,415,537

## 5-2. 督促状発付状況の推移

### 1. 市県民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成28年度	364,134	19,117	5.2
平成29年度	336,025	18,874	5.6
平成30年度	285,008	18,000	6.3
令和元年度	284,247	18,044	6.3

### 2. 固定資産税・都市計画税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成28年度	285,464	25,112	8.8
平成29年度	286,818	24,656	8.6
平成30年度	287,324	22,355	7.8
令和元年度	287,667	23,207	8.1

### 3. 軽自動車税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成28年度	39,713	5,228	13.2
平成29年度	39,829	4,979	12.5
平成30年度	40,306	4,294	10.7
令和元年度	40,717	4,061	10.0

### 4. 法人市民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成28年度	4,464	195	4.4
平成29年度	4,583	210	4.6
平成30年度	4,633	198	4.3
令和元年度	4,795	172	3.6

### 5-3. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

年度 税目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
市民税	866	71,979,250	920	57,830,892	882	60,382,235	829	57,317,726
(うち個人)	837	70,316,950	890	54,098,992	854	58,497,941	801	55,189,526
(うち法人)	29	1,662,300	30	3,731,900	28	1,884,294	28	2,128,200
固定資産税	384	51,756,599	401	38,395,388	445	24,856,702	388	31,519,609
軽自動車税	439	2,850,613	441	1,899,687	437	2,193,672	447	2,377,388
都市計画税	384	9,981,482	401	7,384,354	445	4,696,493	388	5,917,797
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,073	136,567,944	2,163	105,510,321	2,209	92,129,102	2,052	97,132,520

## 5-4. 口座振替の状況

### 口座振替利用状況等

(単位：件・円)

区分 年度	税目	調定件数 (A)	口座利用件数 (B)	利用率 (B)/(A)	決算額 (C)	口座振替額 (D)	割合 (D)/(C)
平成28年度	市民税	34,353	5,630	16.4%	2,789,737,529	627,121,257	22.5%
	固定資産税 都市計画税	71,474	31,359	43.9%	10,164,259,213	4,257,557,800	41.9%
	軽自動車税	40,357	3,628	9.0%	224,172,200	19,834,400	8.8%
	合計	146,184	40,617	27.8%	13,178,168,942	4,904,513,457	37.2%
平成29年度	市民税	37,115	5,305	14.3%	2,729,903,977	604,845,136	22.2%
	固定資産税 都市計画税	71,863	31,366	43.6%	10,430,064,235	4,384,216,800	42.0%
	軽自動車税	40,851	3,617	8.9%	236,990,900	20,629,400	8.7%
	合計	149,829	40,288	26.9%	13,396,959,112	5,009,691,336	37.4%
平成30年度	市民税	37,631	5,147	13.7%	2,733,724,793	540,239,602	19.8%
	固定資産税 都市計画税	72,005	31,294	43.5%	10,793,622,941	4,463,851,500	41.4%
	軽自動車税	40,851	3,555	8.7%	250,600,128	21,086,500	8.4%
	合計	150,487	39,996	26.6%	13,777,947,862	5,025,177,602	36.5%
令和元年度	市民税	37,796	4,999	13.2%	2,887,750,741	529,864,090	18.3%
	固定資産税 都市計画税	72,104	31,113	43.2%	10,967,002,210	4,545,166,800	41.4%
	軽自動車税	41,259	3,533	8.6%	271,208,700	21,485,700	7.9%
	合計	151,159	39,645	26.2%	14,125,961,651	5,096,516,590	36.1%

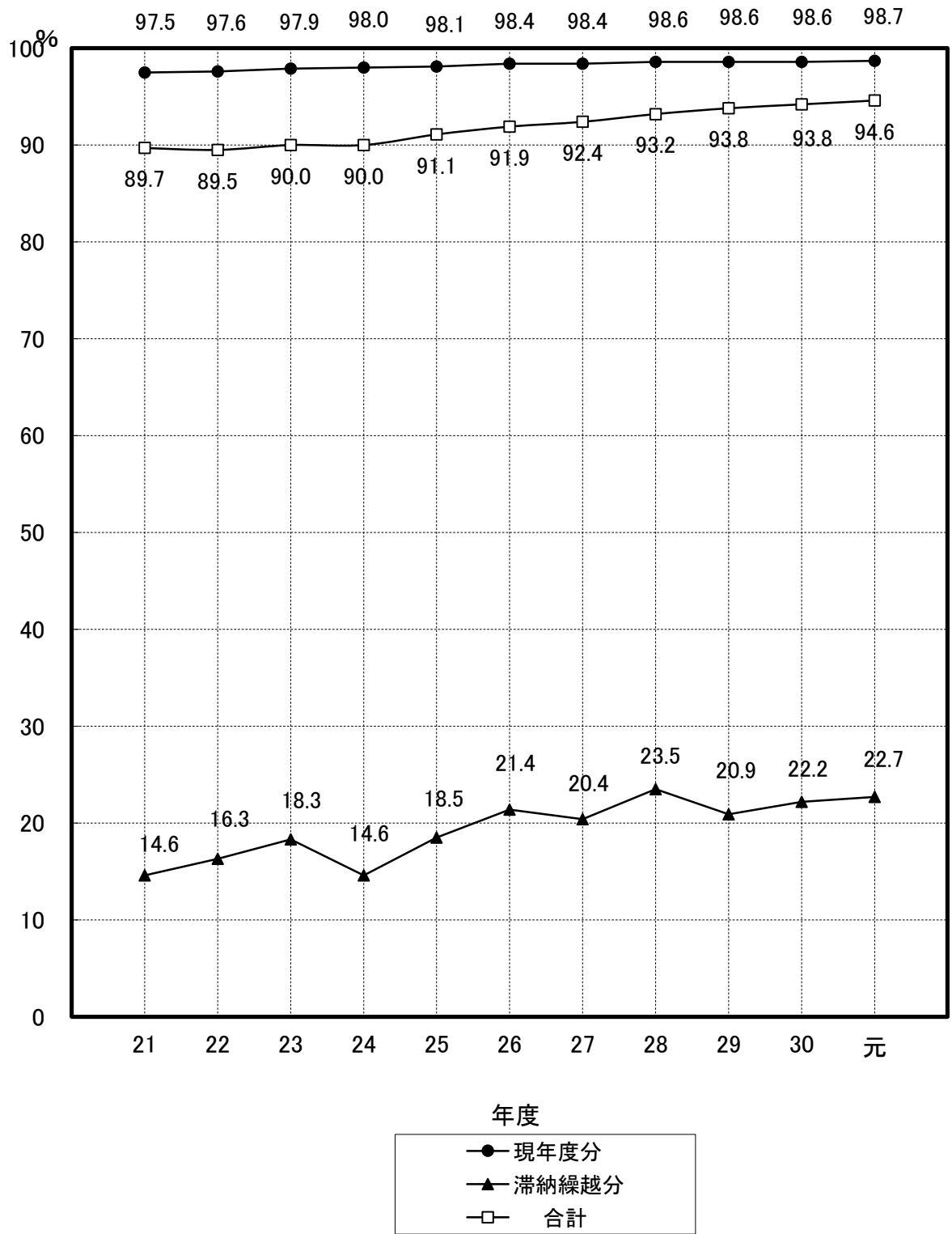
## 5-5. 差押状況

(単位：件・円)

年度	区分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
平成28年度	不動産	2,093	1,260,241,473	289	114,257,785	281	279,593,400	2,101	1,094,905,858
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権等	100	123,170,601	462	224,993,738	343	200,424,056	219	147,740,283
	合計	2,193	1,383,412,074	751	339,251,523	624	480,017,456	2,320	1,242,646,141
平成29年度	不動産	2,101	1,094,905,858	153	69,389,500	249	127,992,542	2,005	1,036,302,816
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権等	219	147,740,283	328	140,160,974	314	139,754,762	233	148,146,495
	合計	2,320	1,242,646,141	481	209,550,474	563	267,747,304	2,238	1,184,449,311
平成30年度	不動産	2,005	1,036,302,816	110	62,888,295	195	111,774,205	1,920	987,416,906
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権等	233	148,146,495	387	150,366,822	336	135,146,028	284	163,367,289
	合計	2,238	1,184,449,311	497	213,255,117	531	246,920,233	2,204	1,150,784,195
令和元年度	不動産	1,920	987,416,906	69	35,924,637	164	64,147,290	1,825	959,194,253
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権等	284	163,367,289	371	126,419,612	358	131,034,288	297	158,752,613
	合計	2,204	1,150,784,195	440	162,344,249	522	195,181,578	2,122	1,117,946,866

(注) 不動産差押件数には、不動産参加差押件数を含んでいます。

### 5-6. 収入率の推移



## 6. その他



## 6-1. 税務証明書等の発行件数

### (1) 税務証明書等の発行件数の推移

(単位：件)

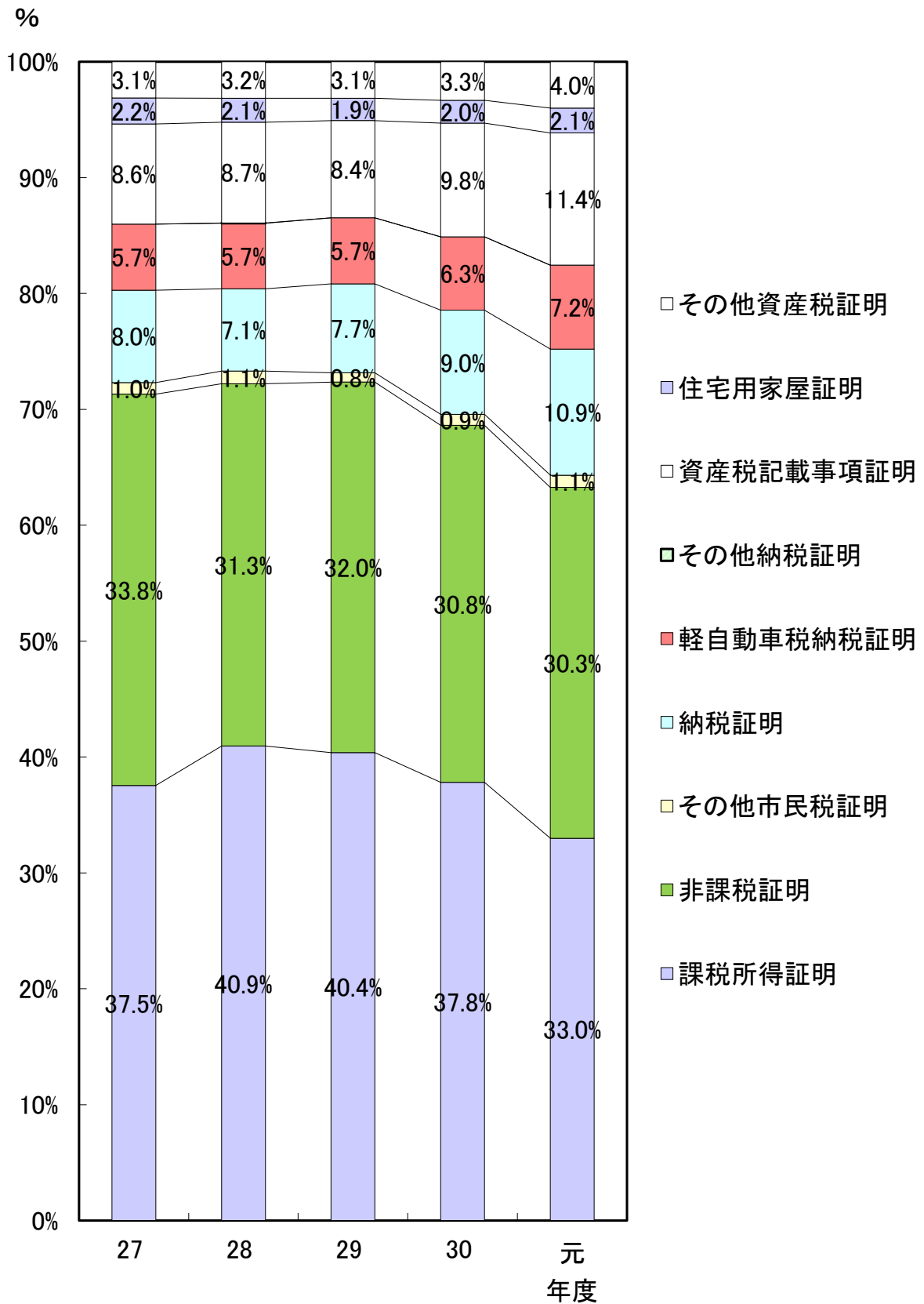
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市民税 関 係	課 税 ・ 所 得 証 明 書	15,776	16,900	17,130	14,332	11,188
	非 課 税 証 明 書	14,184	12,900	13,561	11,674	10,264
	そ の 他	422	455	346	358	360
	小 計	30,382	30,255	31,037	26,364	21,812
収 税 関 係	納 税 証 明 書	3,347	2,927	3,252	3,410	3,689
	軽自動車税納税証明書	2,402	2,339	2,416	2,404	2,453
	そ の 他	0	9	0	0	0
	小 計	5,749	5,275	5,668	5,814	6,142
資産税 関 係	記 載 事 項 証 明 書	3,625	3,587	3,558	3,716	3,870
	住 宅 用 家 屋 証 明 書	942	853	821	745	727
	そ の 他	1,317	1,302	1,335	1,261	1,356
	小 計	5,884	5,742	5,714	5,722	5,953
合 計		42,015	41,272	42,419	37,900	33,907

### (2) 本庁及び出先機関月別発行件数内訳(令和元年度)

(単位：件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本 庁		1,907	1,249	2,088	2,409	2,015	1,471	1,402	1,280	1,199	1,315	1,140	1,253	18,728
出 先 機 関	志 津 出 張 所	432	371	871	912	681	635	466	463	374	370	330	449	6,354
	ユーカーが丘出張所	217	187	529	502	456	317	246	219	154	221	168	182	3,398
	臼井・千代田出張所	224	203	445	499	424	374	274	278	188	231	167	241	3,548
	根 郷 出 張 所	80	56	217	347	199	81	86	90	61	95	70	66	1,448
	和 田 出 張 所	15	12	34	22	23	19	13	22	15	14	14	22	225
	弥 富 派 出 所	10	11	14	28	30	19	14	22	11	16	17	14	206
	小 計	978	840	2,110	2,310	1,813	1,445	1,099	1,094	803	947	766	974	15,179
合 計		2,885	2,089	4,198	4,719	3,828	2,916	2,501	2,374	2,002	2,262	1,906	2,227	33,907

## 証明発行件数の構成比の推移



## 6-2. 令和元年度税務相談の件数等

### (1) 相談別件数内訳

国 税 係	所得税	贈与税	相続税	消費税	その他	合 計
	31	9	23	1	3	67 件
地方税 係	市県民税	固定資産税	不動産取得税	その他		合 計
	10	3	0	5		18 件

### (2) 月別相談人数及び件数内訳

区 分	6月	8月	10月	12月	1月	合 計
相談人数	11	10	13	15	9	58 人
相談件数	18	14	22	19	12	85 件

※相談日は、6月、8月、10月、12月、翌年1月の年5回とし、日時は原則として第一金曜日の午前10時から午後12時まで、午後1時から午後3時までの4時間としています。

6-3. 市税徴収経費の推移（課税状況調べによる）

（単位：千円）

区 分		年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
収 入 額	市 税 (A)		23,627,049	23,959,236	23,794,930	23,928,260	24,220,287	24,749,195	24,806,852	
	県 民 税 (B)		7,225,528	7,292,287	7,313,531	7,331,686	7,421,501	7,438,785	7,432,405	
	合 計 (C)		30,852,577	31,251,523	31,108,461	31,259,946	31,641,788	32,187,980	32,239,257	
徴 入 件 費	基 本 給		238,746	235,049	239,922	236,746	234,760	238,131	231,181	
	諸 手 当	超過勤務手当		175,946	174,392	182,022	188,717	185,919	184,930	185,195
		税務特別手当		40,859	33,171	34,252	40,429	34,546	29,455	32,385
		その他の手当		15	3	1	4	1	10	1
	そ の 他		135,072	141,218	147,769	148,284	151,372	155,465	152,809	
	小 計		65,836	67,239	71,893	74,867	79,828	78,062	77,844	
	小 計		480,528	476,680	493,837	500,330	500,507	501,123	494,220	
税 需 用 費	旅 費		297	336	286	81	134	100	80	
	賃 金		14,716	14,963	13,646	13,325	13,975	15,825	15,499	
	そ の 他		17,200	18,185	16,680	16,456	20,743	20,522	30,028	
	小 計		32,213	33,484	30,612	29,862	34,852	36,447	45,607	
費 報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金		-	-	-	-	-	-	-	
	納期前納付報奨金		-	-	-	-	-	-	-	
	納 税 奨 励 金		-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他		77,655	49,893	50,171	80,863	46,384	44,902	74,280		
合 計 (D)		590,396	560,057	574,620	611,055	581,743	582,472	614,107		
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (E)			256,167	257,869	260,053	263,071	265,795	267,460	269,434	
(D) - (E) (F)			334,229	302,188	314,567	347,984	315,948	315,012	344,673	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 (%)	(D) / (C)		1.9	1.8	1.8	2.0	1.8	1.8	1.9	
	(F) / (A)		1.4	1.3	1.3	1.5	1.3	1.3	1.4	
徴 税 職 員 数 ( 人 )			65	65	65	62	62	61	61	
職 員 一 人 当 た り の 人 件 費			7,392	7,333	7,597	8,069	8,072	8,215	8,101	



## 6-4. ①市税税率の経緯

年度		昭和29	30	31	32	33	34	35	
区分									
市民税	均等割	市民税400円(県民税100円)							
	個人 所得割	ただし書方式							
	法人 均等割	1,800円							
	法人税割	7.5%	8.1%						
固定資産税	1.5% 免税点 「土地 10,000円」 「家屋 10,000円」 「償却資産 50,000円」	1.4% [同左]	免税点 「土地 同左」 「家屋 同左」 「償却資産 100,000円」	免税点 「土地 20,000円」 「家屋 30,000円」 「償却資産 150,000円」					
軽自動車税	自転車荷車税 一般用車及び婦人用車200円 競争用車 300円 三輪車 500円 原動機付自転車 500円	原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 150cc以下 1,000円 三輪車 500円	軽自動車税 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 二輪の小型自動車 2,500円						
市たばこ消費税	10/115		9%	11%					
電気税	電気ガス税 10%								
ガス税									
木材取引税	5%			4%	2%				
特別土地保有税									
都市計画税							0.1%		
沿革 (主なもの)	○道府県民税、市たばこ消費税創設	○大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度創設	○固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設					○自転車荷車税廃止、軽自動車税創設	

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

36	37	38	39	40	41	42	43	44			
			市民税 15万円以下 2% 15万円超 3% 40万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%			県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%					
						資本金等 1千万円超 4,000円 1千万円以下 2,400円					
				8.4%	8.9%						
			免税点 「土地 24,000円」 「家屋 同左」 「償却資産 同左」			免税点 「土地 80,000円」 「家屋 50,000円」 「償却資産 300,000円」					
軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円				四輪乗用 4,500円							
	12%	13.4%	15%			18.1%					
	1本当たり単価 2円601	2円628	2円714	2円806	2円932	3円036	3円164	3円641			
	9%	8%	7%	[400円]			[500円]				
[300円]				[500円]	[700円]	[800円]	[1,000円]				
		0.2%									
			○土地について負担調整措置が図られた	○市町村税の課税が本方式へ統一					○個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ		

※軽自動車税については、改正部分についてのみ該当年度欄に記入した。

## 6-4. ②市税税率の経緯

年度		45	46	47	48	49	50	51	52	
市 民 税	均等割	S29年度から同じ						市民税1,200円(県民税300円)		
	個人 所得割	S39年度から同じ			市民税 30万円以下 2% 30万円超 3% 50万円超 4% 80万円超 5% 110万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%			県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%		
	法人 均等割	S42年度から同じ						1億円超(従業員100人超) 24,000円 1億円超(従業員100人以下) 12,000円 1千万円超～1億円以下 同左 1千万円以下 7,200円		同左 80,000円 同左 24,000円 同左 8,000円
	法人税割	9.1%				12.1%				
固定資産税	S41年度から同じ			免税点 ┌土地 150,000円┐ └家屋 80,000円┘ └償却資産 1,000,000円┘						
軽自動車税	S40年度から同じ						原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 650円 二輪 2,000円 90cc以下 1,000円 三輪 2,600円 125cc以下 1,300円 四輪乗用営業用5,200円 小型特殊自動車 自家用5,900円 農耕作業用 1,300円 四輪貨物営業用2,900円 その他 3,900円 自家用3,300円 二輪の小型自動車3,300円			
市たばこ消費税	S42年度から同じ 3円833 3円955 4円094 4円206 4円331 4円437 4円674 6円701									
電気税	S39年度から同じ 〔600円〕 〔700円〕 〔800円〕			6% 〔1,000円〕		〔1,200円〕 50.1以降 5%〔2,000円〕		5% 〔2,000円〕 52.6以降 〔2,400円〕		
ガス税	〔1,200円〕 〔1,400円〕 〔1,600円〕			〔2,100円〕		5%〔2,700円〕 50.1以降 4%〔4,000円〕		3% 52.1以降 2%〔4,000円〕 52.6以降 〔4,800円〕		
木材取引税	S33年度から同じ									
特別土地保有税				保有分 1.4%〔5,000㎡〕 取得分 3%〔5,000㎡〕						
都市計画税	S38年度から同じ									
沿革 (主なもの)	○個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設 ○特別土地保有税創設 ○電気税及びガス税に分離 ○口座振替制度実施									

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔〕内は免税点を示す。



53	54	55	56	57	58	59																																																																																																
市民税1,500円(県民税500円)																																																																																																						
<table border="0"> <tr> <td colspan="3">市民税</td> <td colspan="4">県民税</td> </tr> <tr> <td>30万円以下</td> <td>2%</td> <td></td> <td>570万円超</td> <td>10%</td> <td>150万円以下</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>30万円超</td> <td>3%</td> <td></td> <td>950万円超</td> <td>11%</td> <td>150万円超</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>45万円超</td> <td>4%</td> <td></td> <td>1,900万円超</td> <td>12%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>5%</td> <td></td> <td>2,900万円超</td> <td>13%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>6%</td> <td></td> <td>4,900万円超</td> <td>14%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超</td> <td>7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>230万円超</td> <td>8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>370万円超</td> <td>9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							市民税			県民税				30万円以下	2%		570万円超	10%	150万円以下	2%	30万円超	3%		950万円超	11%	150万円超	4%	45万円超	4%		1,900万円超	12%			70万円超	5%		2,900万円超	13%			100万円超	6%		4,900万円超	14%			130万円超	7%						230万円超	8%						370万円超	9%																																						
市民税			県民税																																																																																																			
30万円以下	2%		570万円超	10%	150万円以下	2%																																																																																																
30万円超	3%		950万円超	11%	150万円超	4%																																																																																																
45万円超	4%		1,900万円超	12%																																																																																																		
70万円超	5%		2,900万円超	13%																																																																																																		
100万円超	6%		4,900万円超	14%																																																																																																		
130万円超	7%																																																																																																					
230万円超	8%																																																																																																					
370万円超	9%																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100人以下</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>100人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税率	50億円超	100人超	800,000円		100人以下	80,000円	10億円超	100人超	400,000円	50億円以下	100人以下	80,000円	1億円超	100人超	80,000円	10億円以下	100人以下	24,000円	1千万円超	1億円以下	24,000円	1千万円以下		8,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>1,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	16,000円		50人超	48,000円	1千万円超	50人以下	48,000円	1億円以下	50人超	60,000円	1億円超	50人以下	60,000円	10億円以下	50人超	160,000円	10億円超	50人以下	160,000円	50億円以下	50人超	700,000円	50億円超	50人以下	160,000円		50人超	1,200,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>				資本金の金額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	40,000円		50人超	120,000円	1千万円超	50人以下	120,000円	1億円以下	50人超	150,000円	1億円超	50人以下	150,000円	10億円以下	50人超	400,000円	10億円超	50人以下	400,000円	50億円以下	50人超	1,750,000円	50億円超	50人以下	400,000円		50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																				
50億円超	100人超	800,000円																																																																																																				
	100人以下	80,000円																																																																																																				
10億円超	100人超	400,000円																																																																																																				
50億円以下	100人以下	80,000円																																																																																																				
1億円超	100人超	80,000円																																																																																																				
10億円以下	100人以下	24,000円																																																																																																				
1千万円超	1億円以下	24,000円																																																																																																				
1千万円以下		8,000円																																																																																																				
資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																				
1千万円以下	50人以下	16,000円																																																																																																				
	50人超	48,000円																																																																																																				
1千万円超	50人以下	48,000円																																																																																																				
1億円以下	50人超	60,000円																																																																																																				
1億円超	50人以下	60,000円																																																																																																				
10億円以下	50人超	160,000円																																																																																																				
10億円超	50人以下	160,000円																																																																																																				
50億円以下	50人超	700,000円																																																																																																				
50億円超	50人以下	160,000円																																																																																																				
	50人超	1,200,000円																																																																																																				
資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																				
1千万円以下	50人以下	40,000円																																																																																																				
	50人超	120,000円																																																																																																				
1千万円超	50人以下	120,000円																																																																																																				
1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																				
1億円超	50人以下	150,000円																																																																																																				
10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																				
10億円超	50人以下	400,000円																																																																																																				
50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																				
50億円超	50人以下	400,000円																																																																																																				
	50人超	3,000,000円																																																																																																				
S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			S58.4.1以降終了する事業年度分から適用			S59.4.1以降終了する事業年度分から適用																																																																																																
55.8以降 12.3%																																																																																																						
<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 700円</td> <td>二輪 2,200円</td> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,100円</td> <td>三輪 2,850円</td> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,450円</td> <td>四輪乗用営業用5,200円</td> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪乗用営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,450円</td> <td>四輪貨物営業用2,900円</td> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td>四輪貨物営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,300円</td> <td>自家用3,650円</td> <td>その他 4,700円</td> <td>自家用4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車3,650円</td> <td></td> <td>二輪の小型自動車4,000円</td> <td></td> </tr> </table>							原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 700円	二輪 2,200円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,450円	四輪乗用営業用5,200円	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用5,500円	小型特殊自動車	自家用6,500円	小型特殊自動車	自家用7,200円	農耕作業用 1,450円	四輪貨物営業用2,900円	農耕作業用 1,600円	四輪貨物営業用3,000円	その他 4,300円	自家用3,650円	その他 4,700円	自家用4,000円	二輪の小型自動車3,650円		二輪の小型自動車4,000円																																																																	
原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車																																																																																																			
50cc以下 700円	二輪 2,200円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																																																																																			
90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																																																																																			
125cc以下 1,450円	四輪乗用営業用5,200円	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用5,500円																																																																																																			
小型特殊自動車	自家用6,500円	小型特殊自動車	自家用7,200円																																																																																																			
農耕作業用 1,450円	四輪貨物営業用2,900円	農耕作業用 1,600円	四輪貨物営業用3,000円																																																																																																			
その他 4,300円	自家用3,650円	その他 4,700円	自家用4,000円																																																																																																			
二輪の小型自動車3,650円		二輪の小型自動車4,000円																																																																																																				
6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502																																																																																																
55.5以降 〔3,600円〕																																																																																																						
53.6以降 〔6,000円〕	54.6以降 〔7,000円〕	55.6以降 〔10,000円〕	57.6以降 〔12,000円〕																																																																																																			
<p>・57.4.1から63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p>																																																																																																						
0.3%																																																																																																						
○特別土地保有税免除制度創設		○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)	○軽自動車税月割課税制度の全廃	○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地、期間等の改正	○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置(59年度から適用) ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ																																																																																																

### 6-4. ③市税税率の経緯

年度		60	61	62	63	平成元	2	3	4								
区分	均等割	市民税2,000円(県民税700円)															
	個人 所得割	市民税		市民税 60万円以下		市民税		市民税									
		20万円以下 2.5%	95万円超 11%	60万円超 5%	120万円以下 3%	160万円以下 3%	20万円超 3%	1,900万円超 12%	130万円超 7%	120万円超 8%	160万円超 8%	70万円超 5%	4,900万円超 14%	460万円超 10%	500万円超 11%	550万円超 11%	
95万円超 6%		120万円超 7%		1,900万円超 12%		市民税		市民税									
120万円超 8%		150万円以下 2%		130万円以下 2%		500万円以下 2%		550万円以下 2%									
220万円超 8%		150万円超 4%		130万円超 3%		500万円超 4%		550万円超 4%									
370万円超 9%				260万円超 4%													
570万円超 10%																	
市民税	法人 均等割	S59年度から同じ															
	法人 法人税割	S55年度から同じ															
固定資産税		S48年度から同じ							免税点 ┌土地 300,000円┐ └家屋 200,000円┘ └償却資産 1,500,000円┘								
軽自動車税		S59年度から同じ 原動機付自転車に新設 ミニカー—50cc以下 2,500円															
(市たばこ消費税) 元.4.1から 市たばこ税		従価割 14.3%		従量割		従量税 千本につき1,997円 (旧3級品 千本につき948円)											
電気税		従量割		従量割													
ガス税		千本につき350円		千本につき640円													
電気税		S59年度から同じ															
ガス税		元.4.1 税目廃止															
木材取引税		S55年度から同じ															
木材取引税		元.4.1 税目廃止															
特別土地保有税		S48年度から同じ		・昭和63.4.1から平成2.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの…330㎡				・平成6.3.31まで適用期限の延長									
都市計画税		S53年度から同じ															
沿革 (主なもの)		○個人市民税の均等割の税率引上げ ○軽自動車税ミニカーに係る税率の新設 ○市たばこ消費税の民営化に伴う整備 ○固定資産税・都市計画税の負担調整		○個人市民税の均等割及び所得割非課税基準額引上げ ○市たばこ消費税従量割税率の引上げ		○固定資産税等並びに市たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限の延長		○個人市民税の標準税率の改正、超短期譲渡所得の課税の特例の創設 ○固定資産税・都市計画税の負担調整区分の改正(宅地、農地、市街化農地等)		○個人市民税の標準税率の改正 ○たばこ消費税→市たばこ税 ○電気税、ガス税、木材取引税の廃止		○個人市民税における超短期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長		○個人市民税の非課税限度額引上げ、所得割税率の改正 ○固定資産税・都市計画税・免税点の引上げ、負担調整区分の改正、長期営農継続農地に対する納税免除の廃止 ○特別土地保有税の特例課税の創設		○個人市民税の非課税限度額引上げ、みなし法人課税の廃止 ○固定資産税・都市計画税・市街化区域農地に係る仮算定規定の創設	

(注)固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

※たばこ消費税のS61. 5. 1～元. 3. 31までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として1,000本につき290円が加算され640円となる。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																												
			市民税2,500円(県民税1,000円)																																		
		市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 11%  県民税 700万円以下 2% 700万円超 4%			市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12%  県民税 700万円以下 2% 700万円超 3%			市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%  県民税 700万円以下 2% 700万円超 3%																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>H6.4.1以降終了する事業年度分から適用</p>										資本金の金額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円超	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税率																																			
1千万円以下	50人以下	50,000円																																			
	50人超	120,000円																																			
1千万円超	50人以下	130,000円																																			
	50人超	150,000円																																			
1億円超	50人以下	160,000円																																			
	50人超	400,000円																																			
10億円以下	50人以下	410,000円																																			
	50人超	1,750,000円																																			
50億円以下	50人以下	410,000円																																			
	50人超	3,000,000円																																			
				従量税 千本につき2,434円 (旧3級品 千本につき1,155円)			従量税 千本につき2,668円 (旧3級品 千本につき1,266円) 平11.5.1改正																														
<p>○個人市民税の非課税限度額の引上げ</p> <p>○個人市民税の非課税限度額の引上げ、所得割の特別減税</p> <p>○個人市民税の所得割税率の適用区分改正、所得割の特別減税</p> <p>○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割の特別減税</p> <p>○個人市民税及び市たばこ税について、県税から市税に税源移譲</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額引上げ、所得割の特別減税、超短期譲渡所得の課税の特例廃止</p> <p>○個人市民税の最高税率の引下げ、所得割の非課税限度額の引上げ、所得割の定率による税額控除を創設</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ</p> <p>○特別土地保有税におけるミニ保有税の廃止</p> <p>○市たばこ税について、国税から市税・県税に税源移譲</p>																																					

## 6-4. ④市税税率の経緯

年度		15	16	17	18	19	20	
市民税	個人	均等割	H8年度から同じ	市民税3,000円 (県民税1,000円)	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止 平成17年度については、市民税1,500円 (県民税500円)	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止		
		所得割	H11年度から同じ				市民税 一律 6%	県民税 一律 4%
	法人	均等割	H6年度から同じ					
		法人税割	S55年度から同じ					
固定資産税		H3年度から同じ						
軽自動車税		S59年度から同じ						
(市たばこ消費税) 元. 4. 1から 市たばこ税		従量税 千本につき2,977円 (旧3級品 千本につき1,412円) 平15.7.1改正			従量税 千本につき3,298円 (旧3級品 千本につき1,564円) 平18.7.1改正			
特別土地保有税		新たな課税の停止						
都市計画税		S53年度から同じ						
沿革 (主なもの)		○市たばこ税の引上げ ○特別土地保有税の停止	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ	○配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	○市たばこ税の引上げ ○住民税所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ ○高齢者非課税措置の廃止…経過措置 平成18年度 1/3課税 ○定率減税の縮減	○税源移譲による住民税率一律化 ○調整控除の創設 ○高齢者非課税措置の廃止…経過措置 平成19年度 2/3課税 ○定率減税の廃止	○地震保険料控除の創設 ○損害保険料控除の廃止 ○高齢者非課税措置の廃止…経過措置終了	

(注)固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

21	22	23	24	25	26	27
					市民税3,500円 (県民税1,500円) ※平成35年度までの特例	
					1,500万円超の給与収入額に 対して、245万円の給与所得 控除金額を適用	
					標準税率9.7% H26.10.1以後に開始する 事業年度から適用	
	従量税 千本につき4,618円 (旧3級品 千本につ き2,190円) 平22.10.1改正				従量税 千本につき5,262円 (旧3級品 千本につ き2,495円) 平25.4.1改正	
○寄附金控除制度 の拡充・変更  ○公的年金からの特 別徴収制度が開始	○市たばこ税の引上 げ  ○非課税口座内の 少額上場株式等の 配当所得及び譲渡 所得等の非課税措 置の創設	○東日本大震災関 連 ・雑損控除額等の特 例の創設 ・住宅借入金等特別 税額控除の適用期 限の特例の創設 ・被災住宅用地の特 例の創設  ○租税罰則の見直し	○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に 係る譲渡期限の延長の特例 の創設 ・住宅借入金等特別税額控 除の適用期間の特例の創 設 ・固定資産税(土 地)の負担調整措置の見直し  ○退職所得に係る個人市民 税の見直し  ○市民公益税制の見直し	○東日本大震災関 連 ・被災居住用財産の 敷地に係る譲渡特例 の見直し ・住宅借入金等特別 控除制度の特例の 延長	○肉用牛の売却による事業所 得に係る市民税課税の特例の 延長  ○優良住宅地の造成等のため に土地等を譲渡した場合の長 期譲渡所得に係る市民税の課 税の特例の期間延長	○個人市民税における住宅 ローン減税措置の適用対象期 間及び対象年度の延長  ○個人市民税の寄附金控除 に係る申告の特例(ふるさと納 税ワンストップ特例制度)の創 設  ○旧3級品の製造たばこに係 る市たばこ税の税率の見直し (28年から段階的に施行)  ○市税の減免期限に係る申請 期限の改正  ○高齢者の居住の安定確保 に関する法律に基づく新築の サービス付き高齢者向け住宅 に係る固定資産税額の減額措 置

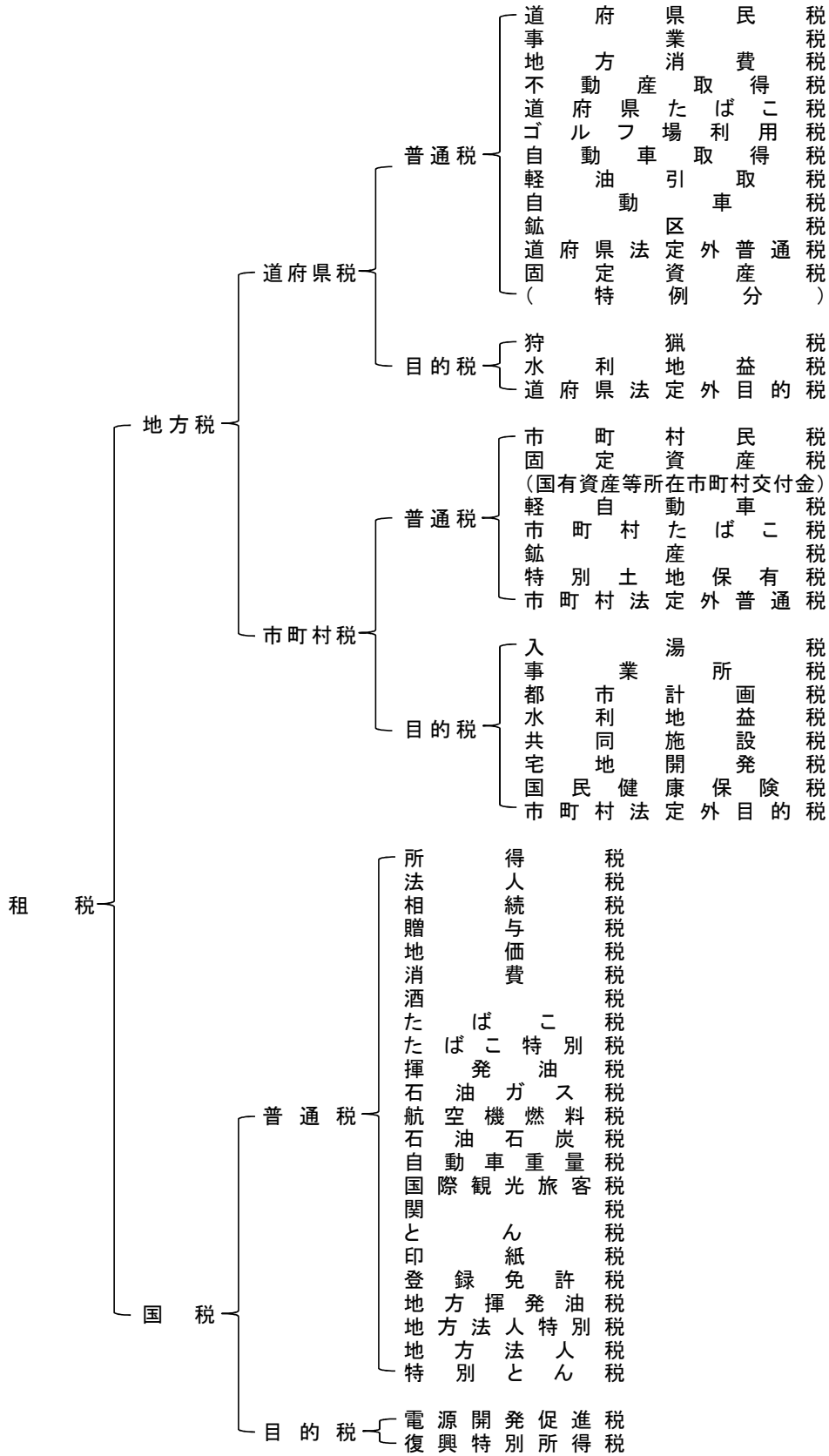
## 6-4. ⑤市税税率の経緯

年度		28	29	30	令和元	2
区分						
市民税	個人	均等割	H26年度から同じ			
		所得割	H19年度から同じ		1,200万円超の給与収入額に対して、230万円の給与所得控除金額を適用	1,000万円超の給与収入額に対して、220万円の給与所得控除金額を適用
	法人	均等割	H6年度から同じ			
		法人税割	H26年度から同じ			標準税率6.0% R1.10.1以後に開始する 事業年度から適用
固定資産税		H3年度から同じ				
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円(3,100円)<4,600円> 四輪乗用営業用 6,900円(5,500円)<8,200円> 自家用 10,800円(7,200円)<12,900円> 貨物営業用 3,800円(3,000円)<4,500円> 自家用 5,000円(4,000円)<6,000円>			
環境性能割		/			(R1.10.1から)環境性能等に 応じ非課税~2% (R1.10.1~R2.9.30の間に 取得した自家用・乗用車に については非課税~1%) (左の期間を半年間延長 ~R3.31))	
(市たばこ消費税) 元.4.1から 市たばこ税		H25年度から同じ 旧3級品 千本につき2,925円 H28.4.1改正	旧3級品 千本につき3,355円 H29.4.1改正	千本につき5,692円 H30.10.1改正 旧3級品 千本につき4,000円 H30.4.1改正	旧3級品 千本につき5,692円 R1.10.1改正(特例税率廃止)	
特別土地保有税		S48年度から同じ				
鉱産税 (H29.4.1から)		税率100分の1				
都市計画税		S53年度から同じ				
入湯税 (H29.4.1から)		入湯客1人1日につき150円				
沿革 (主なもの)		○個人住民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ、軽課・重課税率の新設	○個人住民税における日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化	○たばこ税の見直し(税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し) ○軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長 ○地方税反則調査手続の見直し	○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(納税義務者の合計所得金額に応じて控除額が逡減する仕組みの導入等) ○ふるさと納税における指定制度の導入 ○軽自動車税環境性能割の創設	○固定資産税における現に所有している者(相続人等)の申告の制度化・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(令和2年10月から2回に分けて段階的に実施)

(注1)軽自動車税の( )内は平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車等に適用される税率を、< >内は最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等に適用される重課税率を示す。なお、平成27年度税制改正において、一定の環境性能を有する軽四輪車等に対し、概ね25%、50%又は75%の軽課税率を適用するグリーン化特例が創設され、平成28年度分の軽自動車税に適用することとされたが、その後、内容の見直しを伴いながら、平成31年度分まで延長して適用することとされている。

(注2)固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

6-5. 租税体系



※このほか、森林環境税(国税)が、令和6年度から課税されます。

令和 2 年度版  
市 税 概 要

【発行】令和 2 年 9 月

【編集】佐倉市財政部市民税課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL 043-484-1111（代表）

<http://www.city.sakura.lg.jp>